

令和6年度 技術力向上講習会

令和6年10月25日【那賀振興局】

令和6年10月31日【海草振興局】

和歌山労働基準監督署

本日の内容

- 1 労働災害発生状況
- 2 建設現場における災害事例
- 3 新たな化学物質管理について
(令和6年4月 改正施行内容)
- 4 最近の動向について

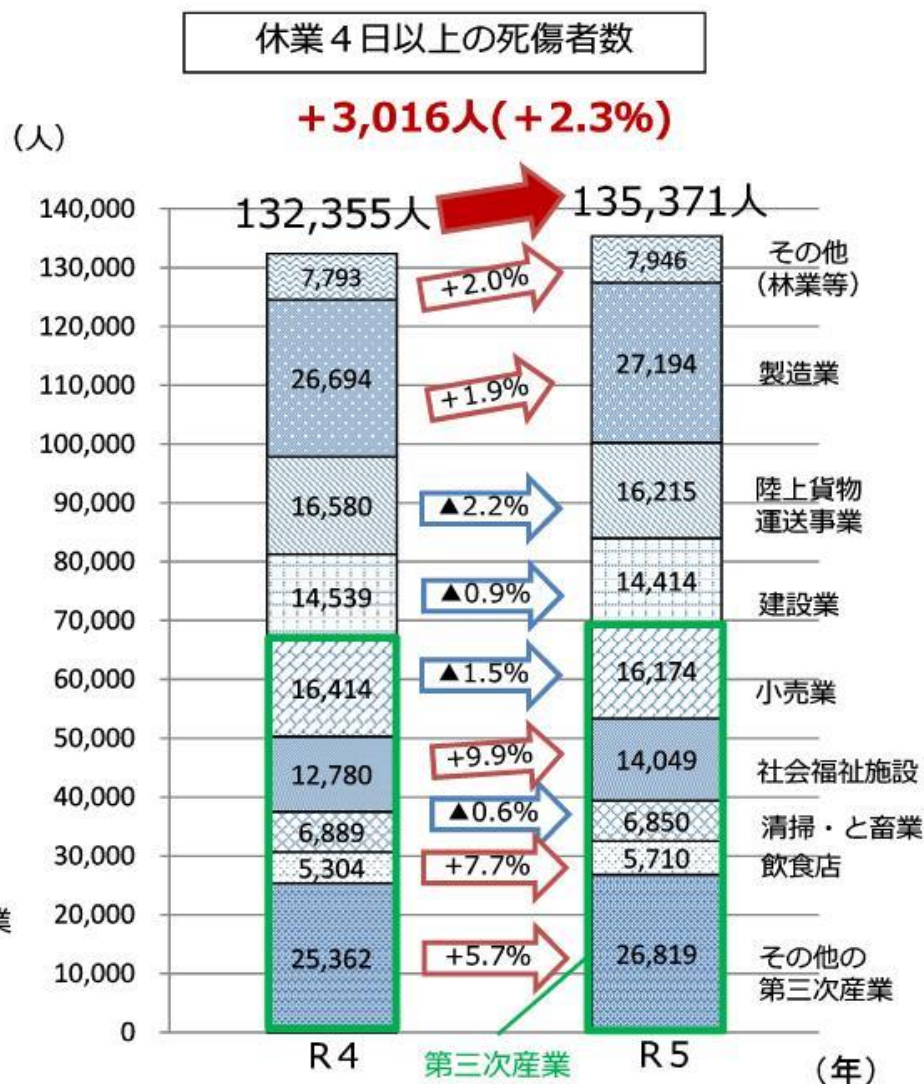
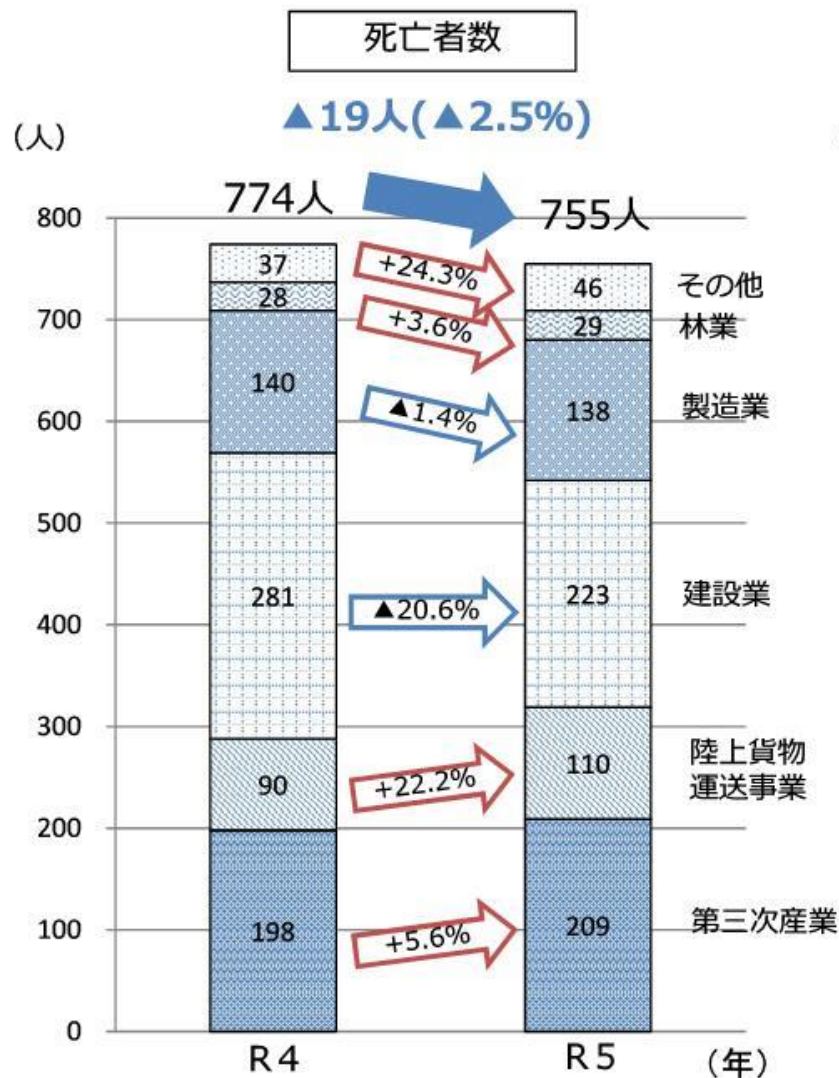
労働災害発生状況

全国の状況と

和歌山県内の状況について

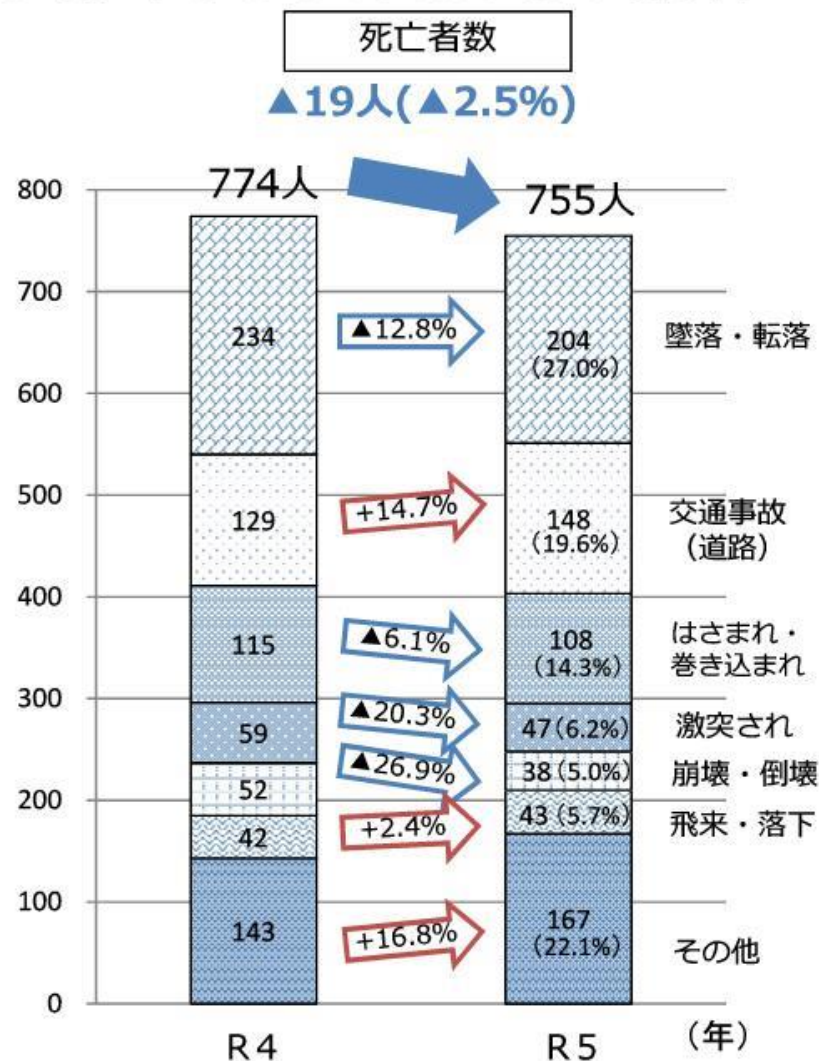
令和5年 業種別労働災害発生状況（確定値）

○ 令和5年1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、令和6年4月8日までに報告があったものを集計したもの



令和5年 事故の型別労働災害発生状況（確定値）

○ 令和5年1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、令和6年4月8日までに報告があったものを集計したもの



※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

業種別労働災害発生状況(令和5年 全国)

業種別休業4日以上之死傷者(コロナ感染症を除く)

135,371件 (前年比 **+3,016件**)

主な業種

製造業	27,194件	20.1%
運輸交通業	16,215件	12.0%
小売業	16,174件	11.9%
建設業	14,414件	10.6%
社会福祉施設	14,049件	10.4%

(確定)

※死亡は、内数

1131件

業種別労働災害発生状況(令和5年 和歌山局)

業種別休業4日以上之死傷者(コロナ感染症を除く)

1,173件 (前年比 +42件)

主な業種

製造業	257件	前年比	+14件
-----	------	-----	------

保健衛生業	174件	前年比	-5件
(うち社会福祉施設)	(138件)	(前年比)	-7件)

商業	173件	前年比	+7件
----	------	-----	-----

運輸交通業	132件	前年比	+16件
-------	------	-----	------

建設業	109件	前年比	-22件
-----	------	-----	------

令和5年 労働災害発生状況(確定版)(コロナ除く)

和歌山労働基準監督署

事故の型		墜落・転落	転 倒	激 突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	無理な動作	その他計	合 計	前年同期	対前年増減数 (死傷者数)	対前年増減比	構成比 (本年の死傷者数)
製 造 業	食 料 品 製 造 業	2	16	2	2			4	2		5	5	38	25	13	52.0%	7.1%
	織 維 工 業	1	1			1		2	2				7	5	2	40.0%	1.3%
	衣 服 そ の 他 の 織 維 製 品 製 造 業		2					1				1	4	5	△1	△20.0%	0.7%
	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業								5		1		6	6			1.1%
	家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	1				1		3	3	(1)	1		(1) 9	10	△1	△10.0%	1.7%
	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業			1									1	2	△1	△50.0%	0.2%
	印 刷 ・ 製 本 業																
	化 学 工 業	2	4		2			3				6	17	11	6	54.5%	3.2%
	窯 業 土 石 製 品 製 造 業	2	1					1					4	2	2	100.0%	0.7%
	鉄 鋼 業	1	1	1					1		1		5	7	△2	△28.6%	0.9%
	非 鉄 金 属 製 造 業																
	金 属 製 品 製 造 業	4	2	1	1	2			1		1	1	13	18	△5	△27.8%	2.4%
	一 般 機 械 器 具 製 造 業	3	2	1				2				1	9	9			1.7%
	電 気 機 械 器 具 製 造 業		1										1		1		0.2%
業 小 計	輸 送 機 械 等 製 造 業											1	1				0.2%
	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業			1									1	1	1		0.2%
	そ の 他 の 製 造 業		3				1	4					8	5	3	60.0%	1.5%
	計	16	33	7	5	4	1	20	14	(1)	8	15	(1) 124	106	18	17.0%	23.2%
建 設 業	鉄 道 ・ 水 運 ・ 航 空 業	1		1									2	2			0.4%
	道 路 旅 客 運 送 業		5							3	2	1	11	2	9	450.0%	2.1%
	道 路 貨 物 運 送 業	19	4	7	3	2	2	4	1	1	17	2	62	70	△8	△11.4%	11.6%
	そ の 他 の 運 輸 交 通 業																
業 小 計	計	20	9	8	3	2	2	4	1	4	19	3	75	74	1	1.4%	14.0%
陸 上 貨 物 取 扱 ・ 港 湾 運 送 業	農 林 業	2									4		6	3	3	100.0%	1.1%
	農 業																
	林 業																
	小 計	2									4		6	3	3	100.0%	1.1%
畜 産 ・ 水 産 業	卸 売 ・ 小 売 業	9	23	5	3	1	2	(1) 6	3	15	10	5	(1) 82	83	△1	△1.2%	15.3%
	商 業																
	理 容 業	1	5	2				2		1	3		14	7	7	100.0%	2.6%
	そ の 他 の 商 業																
業 小 計	計	10	28	7	3	1	2	(1) 8	3	16	13	5	(1) 96	90	6	6.7%	17.9%
金 融 ・ 広 告 業	映 画 ・ 演 劇 業	1								1	1		3	7	△4	△57.1%	0.6%
	通 信 業	1	1					1		3			6	2	△2		
	教 育 ・ 研 究 業	2	4	1			2	1		1	4	1	16	6	10	166.7%	3.0%
	保 健 衛 生 業																
業 小 計	医 療 保 健 業		5	4						1	5	3	18	19	△1	△5.3%	3.4%
	社 会 福 祉 施 設 業	6	24	2					1	1	24	7	65	68	△3	△4.4%	12.1%
	そ の 他 の 保 健 衛 生 業												2	2	△2		
	保 健 衛 生 業 小 計	6	29	6						1	2	29	83	89	△6	△6.7%	15.5%
接 客 娯 楽 業	旅 館 業	1	3	1	1								6	2	4	200.0%	1.1%
	飲 食 業		6		1				8		1	4	20	30	△10	△33.3%	3.7%
	そ の 他 の 接 客 娯 楽 業	1		2	1						3		7	6	1	16.7%	1.3%
	接 客 娯 楽 業 小 計	2	9	3	3				8		4	4	33	38	△5	△13.2%	6.2%
清 掃 ・ と 畜 業	掃 除 業	1	6	2	1			1		3	8	1	23	24	△1	△4.2%	4.3%
	そ の 他 の 事 業	2	5	2	2		1			(1) 5	2	3	(1) 22	20	2	10.0%	4.1%
	合 計	73	127	40	22	11	12	(1) 43	32	(2) 36	95	44	(3) 535	520	15	2.9%	100.0%
	前 年 同 期 比	(1) 79	119	40	45	2	(1) 15	(2) 48	29	(1) 24	87	(1) 32	(6) 520	520	15	2.9%	100.0%
対 前 年 増 減 数 (死 傷 者 数)		△6	8		△23	9	△3	△5	3	12	8	12	15				
対 前 年 同 期 増 減 比		△7.6%	6.7%		△51.1%	450.0%	△20.0%	△10.4%	10.3%	50.0%	9.2%	37.5%	2.9%				
構 成 比 (本 年 の 死 傷 者 数)		13.6%	23.7%	7.5%	4.1%	2.1%	2.2%	8.0%	6.0%	6.7%	17.8%	8.2%	100.0%				

注：1 ()内は死傷者数、死傷者数の内数
2 単位は人
3 統計は労働者死傷報告の集計による
4 新型コロナウイルス感染性によるものを除く

業種別労働災害発生状況(令和5年 和歌山署)

業種別休業4日以上の死傷者(コロナ感染症を除く)

535件 (前年比 **+15件**)

主な業種

製造業	124件	前年比	+18件
-----	-------------	-----	-------------

商業	96件	前年比	+6件
----	------------	-----	------------

保健衛生業 (うち社会福祉施設)	83件 (65件)	前年比 (前年比	-6件 -3件)
---------------------	----------------------------	-------------	---------------------------

運輸交通業	75件	前年比	+1件
-------	------------	-----	------------

建設業	44件	前年比	-6件
-----	------------	-----	------------

全国の業種別死亡災害発生状況 (令和5年)

死亡災害 **755件**の業種別内訳

建設業	223件	29.5%
製造業	138件	18.2%
運輸交通業	110件	14.6%

県内の業種別死亡災害発生状況 (令和5年)

死亡災害 7件の業種別内訳

農林業	2件
建設業	1件
畜産・水産業	1件
製造業	1件
商業	1件
警備業	1件

令和 5年 死 亡 災 害 発 生 状 況 (令和6年3月末日現在)

和 歌 山 労 働 局

死亡累計	署	発生月	事業の種類	事故の型	起因物	年齢層	職種	経験区分	災 害 発 生 状 況
1	御坊	1月	漁業	おぼれ	漁船	40歳代	漁業者	10年以上 20年未満	海上での漁を終え帰港中、被災者は同僚に声をかけ、持ち場を離れた。 その後、同僚が被災者を呼んだが反応がなく、姿が見えなかったため、船長及び近くにいた漁船が付近の海域を捜索したところ、海中で被災者を発見したものの。
2	田辺	2月	建設業	墜落・転落	トラクター・ショベル	50歳代	運転者	10年以上 20年未満	トラクター・ショベルを用いて道路の除雪作業を一人で行っていた被災者の様子を確認するため、別の作業現場で作業を行っていた同僚が現場付近に立ち寄ったところ、トラクター・ショベルが道路から約6メートル下の谷川に墜落しており、当該トラクター・ショベルの下敷きになっている被災者を発見したものの。
3	和歌山	2月	製造業	交通事故 (道路)	トラック	60歳代	運転者	45年以上 50年未満	自社製品をトラックに積み、客先に納品、その後帰社途中に高速道路のサービスエリアから本線に合流する加速車線上で、停車していた大型トラックに追突したものの。
4	和歌山	7月	商業	はさまれ、 巻き込まれ	乗用車、バス、 バイク	20歳代	技術者	1年以上 10年未満	被災者は、ジャッキアップした大型バスの下にもぐり、部品の取り外し作業をしていたが、何らかの原因で車体が下がり、車体と地面の間に胸を挟まれたものの。
5	田辺	9月	農業	高温・低温 の物との接 触	高温・低温環 境	40歳代	作業員	1年以上 10年未満	暑熱環境下における農業用スプリンクラー配管の敷設現場で、倒れている被災者を発見したものの。
6	田辺	9月	林業	墜落・転落	立木等	60歳代	作業員	10年以上 20年未満	伐倒予定の立木の根本付近に横たわる風倒木を取り除くため、当該風倒木の一部をチェーンソーで切り、斜面下へ落としたが、株の部分が何かに引っ掛かり落ちなかったため、被災者が当該株の上に乗り、引っ掛かっているものをチェーンソーで切ったところ、当該株とともに被災者が斜面を転落したものの。
7	和歌山	11月	その他の事業	交通事故 (道路)	乗用車、バス、 バイク	70歳代	警備員	10年以上 20年未満	国道の維持作業に伴う交通誘導をしていたところ、現場に侵入してきた自動車にはねられたものの。

労働災害の現状(和歌山局)

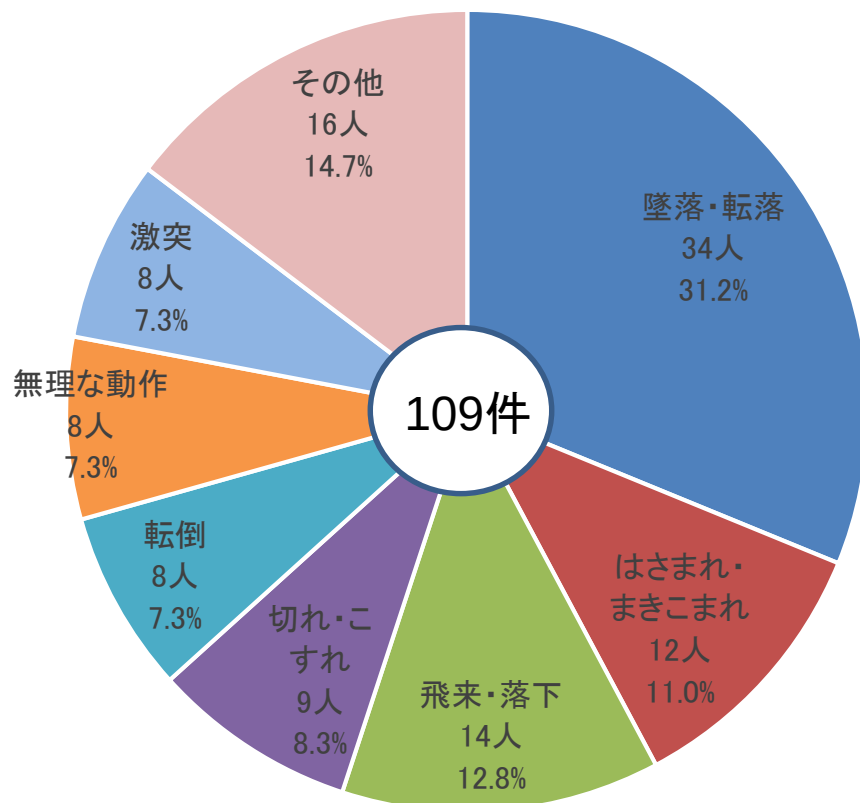
- ・死亡災害は前年より3件減少
- ・コロナ感染症を除く死傷災害は42件増加
- ・増減数でみた場合、農業(+28件)、運輸交通業(+16件)、製造業(+14件)、商業(+7件)が増加した一方で、建設業(-22件)、保健衛生業(-5件)は減少した。
- ・事故の型別の件数上位は、業種横断的に発生している「転倒」災害(297人 前年比-5件)が最も多く発生しており、以下、「墜落・転落」災害(204人 前年比+6件)、「動作の反動」等(198人 前年比+40件)、「はさまれ・巻き込まれ」災害(103人 前年比-6件)の順となっている。
- ・特に、動作の反動等の増加(前年比+40件)が顕著であった。

労働災害の現状(和歌山署)

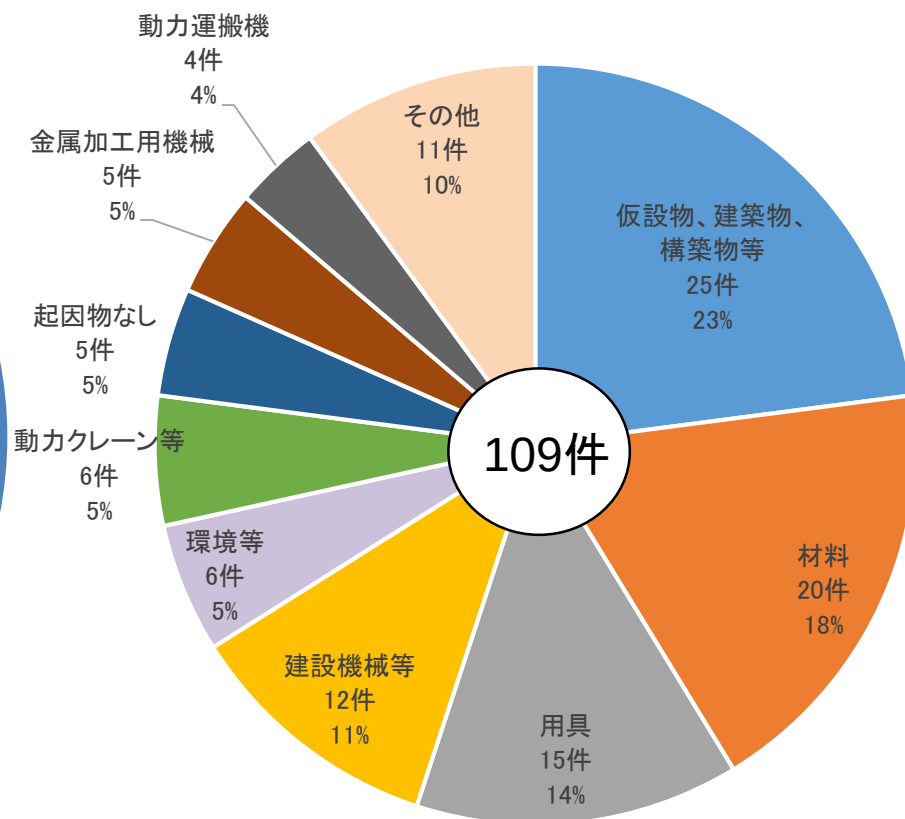
- ・死亡災害は前年より3件減少
- ・コロナ感染症を除く死傷災害は15件増加
- ・増減数でみた場合、製造業(124件 前年比+18件)、教育・研究業(16件 前年比+10件)が大きく増加している。一方で、建設業(44件 前年比-6件)、保健衛生業(83件 前年比-6件)は減少している。
- ・事故の型別では、「転倒」災害(127件 前年比+8件)が最も多く発生しており、次いで、「動作の反動等」(95件 前年比+8件)、「墜落・転落」(73件、-6件)と続いている。
- ・「転倒」災害が多く発生している業種は、社会福祉施設(24件)、卸・小売業(23件)、食料品製造業(16件)となっている。
- ・「動作の反動等」災害(95件 前年比+8件)が多く発生している業種は、社会福祉施設(24件)、道路貨物運送業(17件)、卸・小売業(10件)となっている。
- ・「墜落・転落」災害(73件)が多く発生している業種は、道路貨物運送業(19件)、製造業(16件)、商業(10件)、建設業(9件)となっている。

県内の建設業における労働災害 (令和5年 コロナ除く)

事故の型別労働災害発生状況



起因物別労働災害発生状況

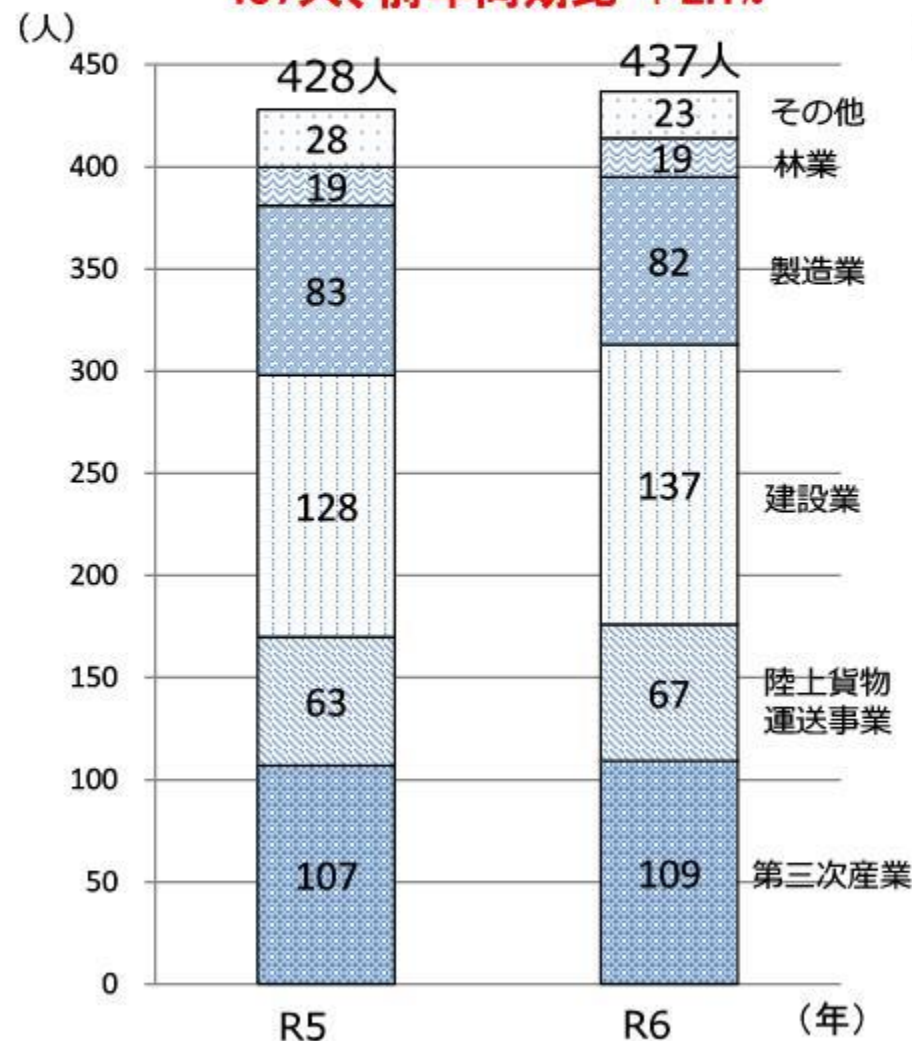


令和6年労働災害発生状況（令和6年9月速報値）

※ 令和6年1月1日から令和6年8月31日までに発生した労働災害について、令和6年9月9日までに報告があったものを集計したもの

死亡災害

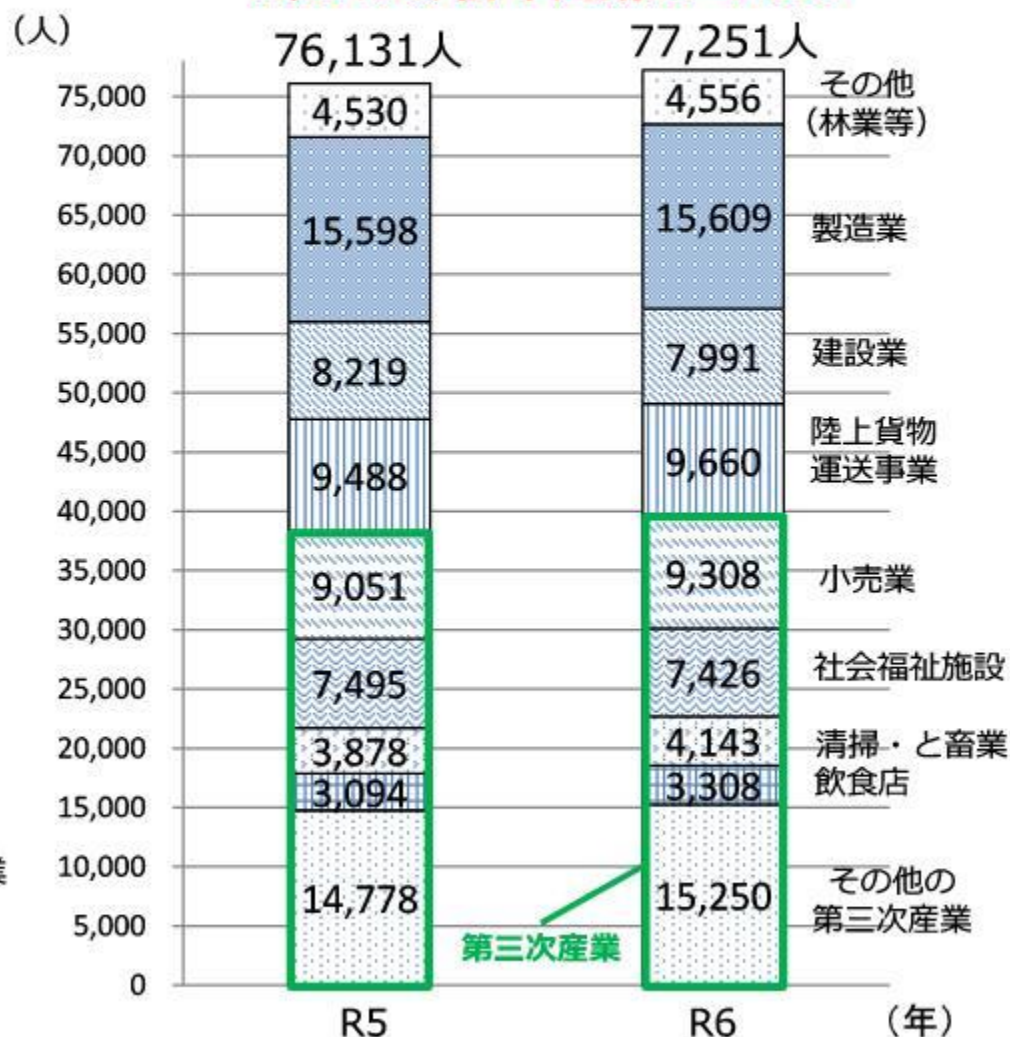
437人、前年同期比 +2.1%



出典：死亡災害報告

休業4日以上死傷災害

77,251人、前年同期比 +1.5%



出典：労働者死傷病報告

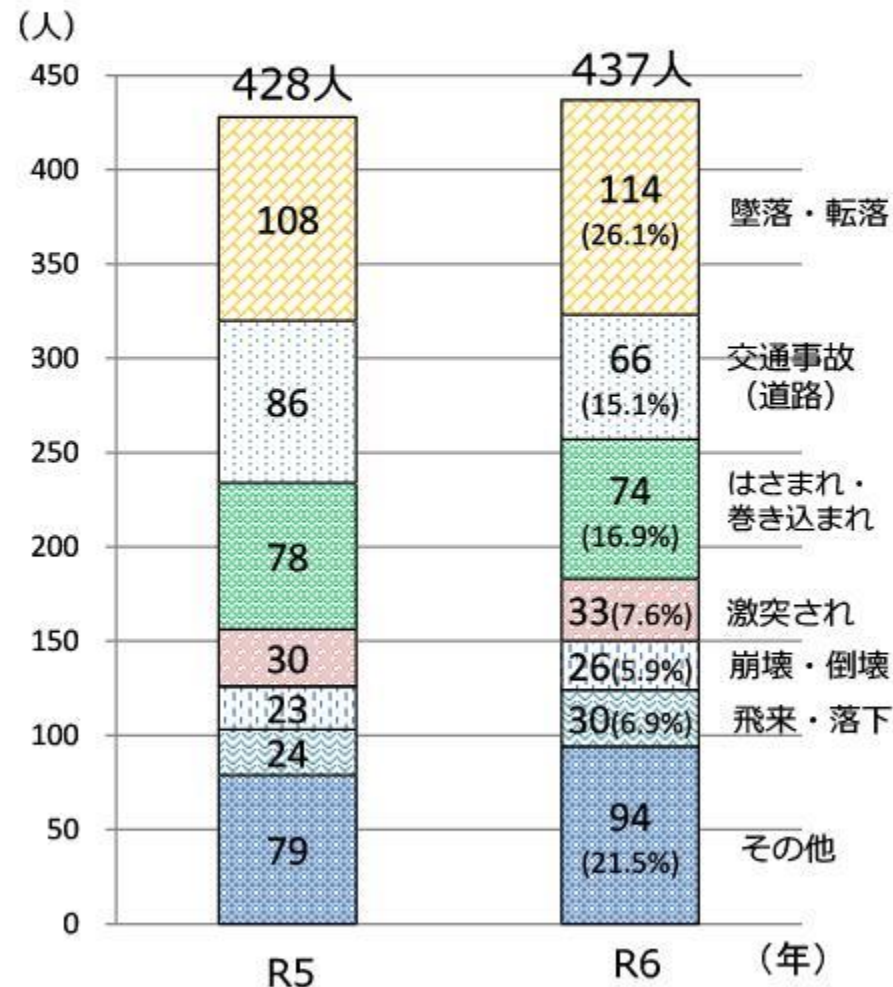
※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

令和6年労働災害発生状況（令和6年9月速報値）

※ 令和6年1月1日から令和6年8月31日までに発生した労働災害について、令和6年9月9日までに報告があったものを集計したもの

死亡災害

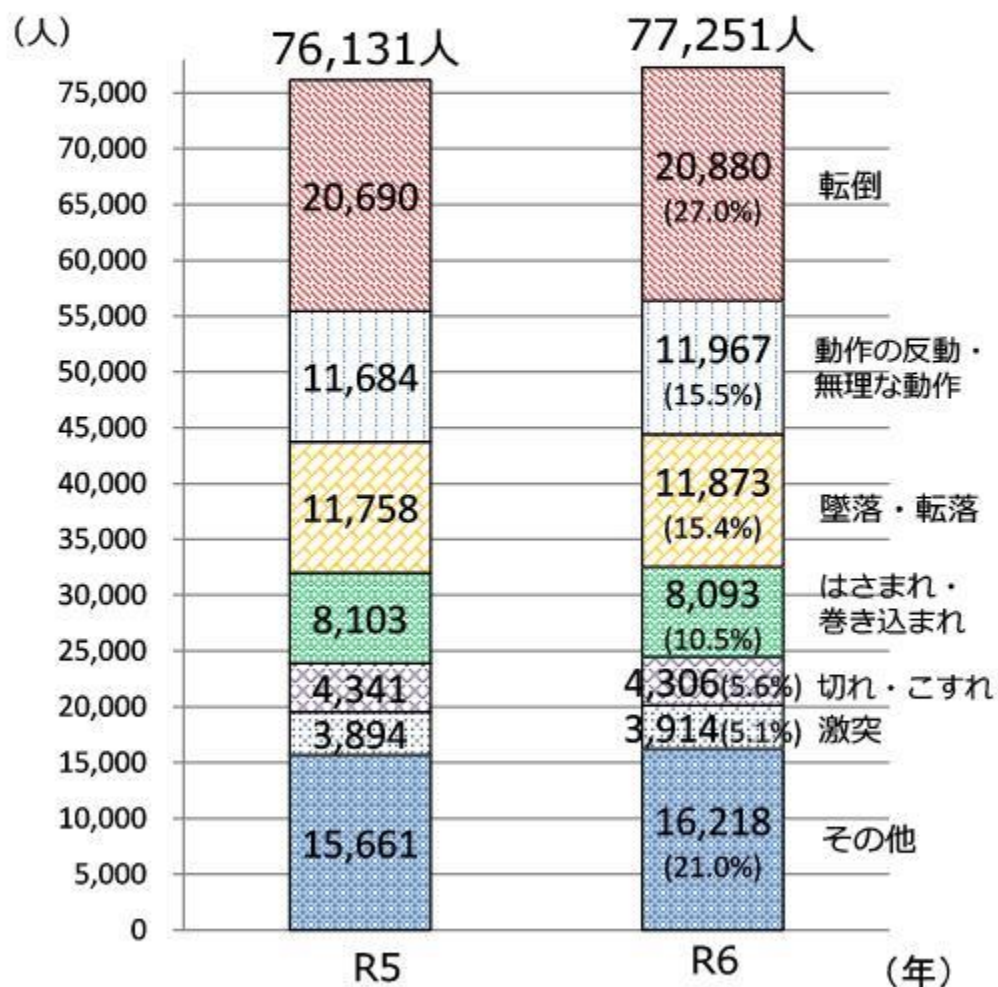
437人、前年同期比 +2.1%



出典：死亡災害報告

休業4日以上死傷災害

77,251人、前年同期比 +1.5%



出典：労働者死傷病報告

※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

令和6年(令和6年8月末速報)業種別労働災害発生状況(コロナ除く)

事故の型		墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	無理な動作	その他計	合計	前年同期	対前年増減数 (死傷者数)	対前年増減比	構成比 (本年の死傷者数)	
製造業	食料品製造業	3	13	2	3		1	6	9		2	2	41	45	△4	△8.9%	6.2%	
	繊維製品製造業	2	1									1	4	5	△1	△20.0%	0.6%	
	衣服その他の繊維製品製造業	1		1				1	1				4	4			0.6%	
	木材・木製製品製造業			1			1	2	2		1	10	12	△2	△16.7%	1.5%		
	家具・装備品製造業		2		1			2	1			6	9	△3	△33.3%	0.9%		
	パルプ・紙・紙加工品製造業						1	2				3			3		0.5%	
	印刷・製本業																	
	化学工業業	3	4		1			5	1		7		21	14	7	50.0%	3.2%	
	窯業土石製品製造業		1					1				1	3	2	1	50.0%	0.5%	
	鉄鋼業		1					1					2	2			0.3%	
	鉄金属製造業													1	△1			
	非鉄金属製品製造業	1	8	2	4				9	1	1	3	29	23	6	26.1%	4.4%	
	一般機械器具製造業		2	1	2			2	1			1	9	9			1.4%	
	電気機械器具製造業	1	2										3	2	1	50.0%	0.5%	
輸送機械等製造業			1					2			2	5	2	3	150.0%	0.8%		
電気・ガス・水道業									1			1	2	△1	△50.0%	0.2%		
その他の製造業	3	6	1	1				1			1	13	9	4	44.4%	2.0%		
小計	14	40	9	15			7	31	16	1	17	4	154	141	13	9.2%	23.3%	
鉱業	2											2	1	1	100.0%	0.3%		
建設業	土木工事業	3	2	3	1		4	2		1		16	23	△7	△30.4%	2.4%		
	建築工事業	(1)	12	6	3	1	1	1	4	1		(2)	31	34	△3	△8.8%	4.7%	
	うち木造家屋建築工事業	(1)	3	1	1				1			(1)	7	5	2	40.0%	1.1%	
	その他の建設業	6	2					1				9	5	4	80.0%	1.4%		
小計	(1)	21	10	6	4	1	5	7	1	1		(2)	56	62	△6	△9.7%	8.5%	
運輸業	鉄道・水運・航空業		1								1	1	3	2	1	50.0%	0.5%	
運輸業	道路旅客運送業	1		1						2	1	1	6	7	△1	△14.3%	0.9%	
交通業	道路貨物運送業	17	3	5	3		3	1	13	1	4	8	(1)	57	62	△5	△8.1%	8.6%
交通業	その他の運輸交通業																	
小計		18	4	6	3		3	1	13	1	6	10	(1)	66	71	△5	△7.0%	10.0%
陸上貨物取扱・港湾運送業			1		1						1		3	2	1	50.0%	0.5%	
農林業	農業	9	6				1		3	1		20	46	△26	△56.5%	3.0%		
農林業	農林業	(1)	3	2	3	4	1	1	2		2	(1)	18	22	△4	△18.2%	2.7%	
小計		(1)	12	8	3	4	2	1	5	1	2	(1)	38	68	△30	△44.1%	5.8%	
畜産・水産業			1	1				2			1	5	6	△1	△16.7%	0.8%		
商業	卸・小売業	18	33	5	6	2		4	7	4	16	1	96	81	15	18.5%	14.5%	
商業	娯楽業																	
小計	その他の商業	6	6					1	1			1	15	15			2.3%	
金融・広告業		24	39	5	6	2		5	8	4	17	1	111	96	15	15.6%	16.8%	
映画・演劇業		1	3							3	2	9	2	7	350.0%	1.4%		
通信業														1	△1			
教育・研究業		1	4	1						5		1	12	14	△2	△14.3%	1.8%	
保健衛生業	医療保健業	1	2							1	1	2	7	11	△4	△36.4%	1.1%	
保健衛生業	社会福祉施設業	3	10					1		1	10	1	26	20	6	30.0%	3.9%	
保健衛生業	その他の保健衛生業	4	23	2			1	2	3	6	30	4	75	82	△7	△8.5%	11.4%	
保健衛生業	保健衛生業小計	2	1									3	2	1	50.0%	0.5%		
接客娯楽業		7	35	3			1	3	3	7	40	5	104	104			15.8%	
接客娯楽業	旅館業	2	8		1	1		3			3	1	19	11	8	72.7%	2.9%	
接客娯楽業	飲食業	5	6	1				1		2	4	1	22	18	4	22.2%	3.3%	
接客娯楽業	その他の接客娯楽業	2	4						1		2	9	11	△2	△18.2%	1.4%		
接客娯楽業	接客娯楽業小計	9	18	1	1	1		4	3	4	7	2	50	40	10	25.0%	7.6%	
清掃・と畜業		2	8		4		1	3	1	1	3	2	25	19	6	31.6%	3.8%	
その他の事業		2	3	3			1	1	1	2	1	(1)	(1)	18	21	△3	△14.3%	2.7%
合計		(2)	114	176	38	38	1	20	(1)	70	39	102	(1)	23	(5)	660	100.0%	
前年		(1)	105	187	54	30	6	19	1	58	(1)	32	(1)	37	(4)	659		
対前年増減数(死傷者数)		9	△11	△16	8	△2	1	1	12	5	4	5	△14	1				
対前年同期増減比		8.6%	△5.9%	△29.6%	26.7%	△33.3%	5.3%	20.7%	14.7%	12.5%	5.2%	△37.8%	0.2%					
構成比(本年の死傷者数)		17.3%	26.7%	5.8%	5.8%	0.6%	3.0%	10.6%	5.9%	5.5%	15.5%	3.5%	100.0%					

注: 1 ()内は死亡者数、死傷者数の内数

2 単位は人

3 統計は労働者死傷病報告の集計による

4 新型コロナウイルス感染性によるものを除く

注：1 ()内は死亡者数で、死傷者数の内数
2 単位は人
3 統計は労働者死傷病報告の集計による
4 新型コロナウイルス感染性によるものを除く

令和6年(1月1日～8月末日) 業種別・事故の型別 労働災害発生状況(コロナ除く)

和歌山労働基準監督署

業 種		事故の型		墜落・転落	転 倒	激 突	飛来・落下	原爆・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	無理な動作	その他計	合 計	前年同期	対前年増減数 (死傷者数)	対前年増減比	構成比 (本年の死傷者数)
製 造 業	食 料 品 製 造 業	1	8		2					3	5			1	19	20	△1	△5.0%	5.7%
	織 維 工 業		1												2	4	△2	△50.0%	0.6%
	衣服その他の繊維製品製造業										1				1	2	△1	△50.0%	0.3%
	木材・木製品製造業				2				1	1					5	5			1.5%
	家具・装備品製造業		2								1				6	8	△2	△25.0%	1.8%
	パルプ・紙・紙加工品製造業				1					2	1								
	印刷・製本業																		
	化学工業	1	4							1				4	10	10			3.0%
	窯業土石製品製造業		1												2		2		0.6%
	鉄 鋼 業		1						1						2	1	1	100.0%	0.6%
	非鉄金属製造業																		
	金属製品製造業		3	2	3						4		3		15	11	4	36.4%	4.5%
	一般機械器具製造業		2	1	1						1		1		6	7	△1	△14.3%	1.8%
	電気機械器具製造業		2											1	2	1	1	100.0%	0.6%
建 設 業	輸送機械等製造業											1			1	1	△1		0.3%
	電気・ガス・水道業											1			1	1			0.3%
	その他の製造業	2	5		1					1					9	6	3	50.0%	2.7%
	小 計	4	29	3	10				2	13	9		8	2	80	77	3	3.9%	24.1%
	土木工事業	1			1					1		1			4	4			1.2%
	建築工事業	(1) 5	5	2	3	(1) 1				1					(2) 17	15	2	13.3%	5.1%
	うち木造家屋建築工事業	(1) 1	1		1					1					(1) 4	2	2	100.0%	1.2%
	その他の建設業	2									1				3		3		0.9%
	小 計	(1) 8	5	3	3	(1) 1				3		1			(2) 24	19	5	26.3%	7.2%
	鉄道・水運・航空業		1										1	1	3	2	1	50.0%	0.9%
	運輸旅客運送業				1							2	1	1	5	5			1.5%
	交通道路貨物運送業	8	1	4	2				2	8		1	3		29	36	△7	△19.4%	8.7%
	その他の運輸交通業																		
	小 計	8	2	5	2				2	8		3	5	2	37	43	△6	△14.0%	11.1%
陸上貨物取扱・港湾運送業		1		1									1	3	1	2	200.0%	0.9%	
農林業	2	1												3	3			0.9%	
農 業																			
小 計	2	1												3	3			0.9%	
商 業																			
卸・小売業	12	17	3	2	1				3	3	1	9	1	52	45	7	15.6%	15.7%	
理 容 業																			
その他の商業	3	2							1	1				7	8	△1	△12.5%	2.1%	
小 計	15	19	3	2	1				4	4	1	9	1	59	53	6	11.3%	17.8%	
金融・広告業	1	2										3	2	8	1	7	700.0%	2.4%	
映画・演劇業																			
通 信 業		1	1									3		5	5			1.5%	
教育・研究業		1										1	1	2	5	9	△4	△44.4%	1.5%
医療保健業	2	6								1			7	17	10	7	70.0%	5.1%	
社会福祉施設	3	11	1								2	4	12	36	37	△1	△2.7%	10.8%	
その他の保健衛生業		1												1		1		0.3%	
保健衛生業小計	5	18	1						1	2	4	19	4	54	47	7	14.9%	16.3%	
接客娯楽業		2		1						1			2	6	2	4	200.0%	1.8%	
旅館業	4	1	1								2	3	2	13	10	3	30.0%	3.9%	
飲食店	1	2												4	6	△2	△33.3%	1.2%	
その他の接客娯楽業	5	5	1	1						1	2	3	5	23	18	5	27.8%	6.9%	
清掃業	1	7		3					3	1	1	2	1	19	10	9	90.0%	5.7%	
その他の事業	1	1	3						1	1	2	1	2	12	14	△2	△14.3%	3.6%	
合 計	(1) 35	92	20	22	(1) 2	4	34	19	22	53	14	(2) 332	300	32	10.7%	100.0%			
前 年 同 期	35	80	26	14	4	5	(1) 28	16	(1) 18	52	22	(2) 300	300						
対前年増減数(死傷者数)	15	12	△6	8	△2	△1	6	3	4	1	△8	32							
対前年同期増減比	42.9%	15.0%	△23.1%	57.1%	△50.0%	△20.0%	21.4%	18.8%	22.2%	1.9%	△36.4%	10.7%							
構成比(本年の死傷者数)	15.1%	27.7%	6.0%	6.6%	0.6%	1.2%	10.2%	5.7%	6.6%	16.0%	4.2%	100.0%							

注: 1 ()内は死亡者数で、死傷者数の内数

2 単位は人

3 統計は労働者死傷病報告の集計による

4 新型コロナウイルス感染性によるものを除く

注: 1 ()内は死亡者数で、死傷者数の内数
2 単位は人
3 統計は労働者死傷病報告の集計による
4 新型コロナウイルス感染性によるものを除く

令和6年 死亡災害発生状況（令和6年9月10日現在）

和歌山労働局

死亡累計	署	発生月	事業の種類	事故の型	起因物	年齢層	職種	経験区分	災害発生状況
1	御坊	3月	運輸交通業	はさまれ・巻き込まれ	トラック	70歳台	運転者	15年以上 20年未満	積荷作業中、トラックに乗り込もうとドアを開けながら地面に足が着いた状態で、左手でエンジンをかけたところ、トラックが急に前進し、ドアに左腕が挟まれたまま前方の門柱に激突したものの。
2	和歌山	4月	建設業	崩壊・倒壊	建築物・構築物	60歳台	作業員	20年以上 25年未満	浄化槽の設置工事中、浄化槽の擁壁内に立ち入り、流入していた土砂をスコップで掻き出していたところ、擁壁が倒れ胸部が挟まれたもの。
3	和歌山	5月	建設業	墜落・転落	屋根	50歳台	塗装工	10年以上 15年未満	屋根及び外壁塗装工事現場において、玄関屋根上で作業を行っていたところ、高さ約3.4m下の地面に墜落したものの。
4	橋本	8月	警備業	高温・低温の物との接触	高温・低温環境	50歳台	警備員	1年以上 2年未満	造成工事現場の交通誘導の業務終了後、被災者は自動車で帰路についたところ、現場から50メートル先の民家外壁に激突し、緊急搬送された病院で熱中症により死亡したものの。
5	田辺	8月	林業	墜落・転落	地山、岩石	30歳台	作業員	2年以上 5年未満	伐木作業現場において、被災者が1人で先に現場に向かった後、別の作業員が遅れて現場に到着したところ、斜面下で倒れている被災者を発見したものの。

建設現場における災害事例

災害事例
事例出典：厚生労働省HP内
職場のあんぜんサイト

災害事例 ドラグショベルで吊り上げた鉄製ガードが落下



災害発生状況

建屋出口付近に鉄製ガードを取り付けるため、ドラグ・ショベルを使用してガードを吊り上げ、床上4mの箇所で出口両側の鋼製の柱に溶接するため作業員が脚立及び移動はしごに乗って位置を調整していたところ、ワイヤロープがバケットの爪から外れ、作業員が負傷したものの。

災害発生原因

- 1 不適切な機械を使用したこと。
- 2 作業員の昇降時に不安定な脚立やはしごを使用したこと。
- 3 作業計画が定められず、事前打合わせが行われていなかったこと。

再発防止対策

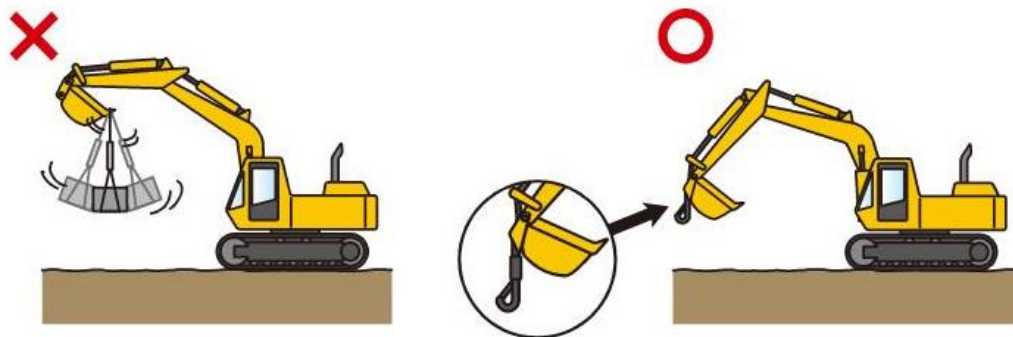
- 1 荷の吊り上げ作業に適した機械を使用する。
- 2 高所で作業を行う場合に、高所作業車を使用するなど安全な作業床を確保できる作業方法とする。
- 3 作業前に作業の危険性について十分な検討を行い、安全な作業計画を定め、関係者全員で作業手順、作業方法について協議を行うこと。

こんなドラグショベルの使い方をしていませんか？



ドラグショベルで例外的に荷の吊り上げを行うことができるケース その1

- ① 作業の性質上やむを得ない又は安全な作業の遂行上必要な時
- ② ①の場合であって、バケット等の作業装置に十分な強度及び外れ止め等の安全装置がついたフック、シャックル等のつり上げ用の器具を使用する場合



ドラグショベルで例外的に荷の吊り上げを行うことができるケース その2

クレーン機能の付いたドラグショベルを使用する場合

クレーンモードに切り替えずに使用した場合には、
用途外使用になります！！

クレーンモードとショベルモードの違い

作業モード切り替えスイッチをクレーン側に切り替える



移動式クレーン
構造規格に規定
する安全装置が
有効になる

クレーンモードに
切り換えると

- 1 エンジンの回転数に制限がかかる
- 2 旋回速度がショベルモードの2分の1から3分の1に制限される
- 3 移動式クレーンに必要な安全装置が有効になる。



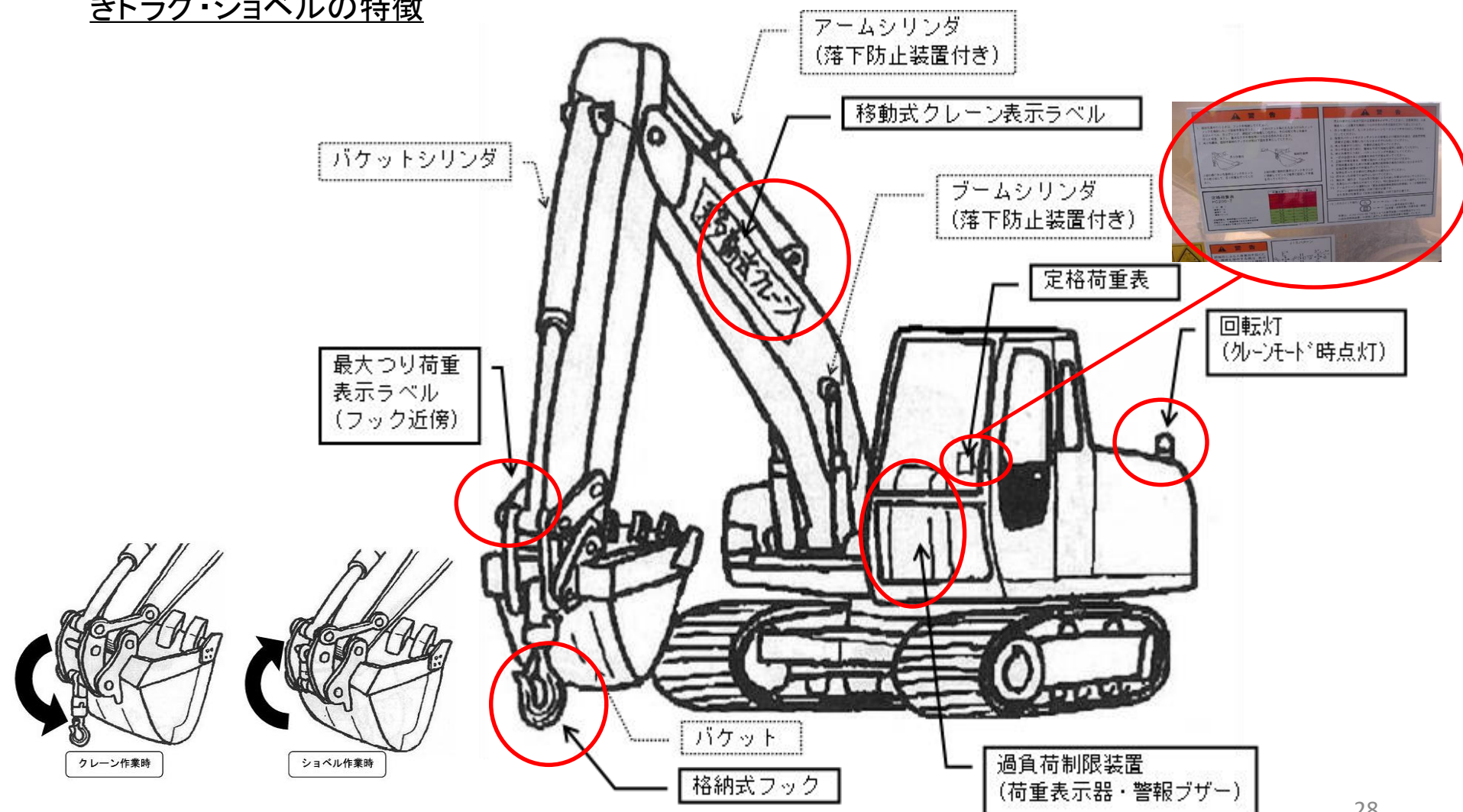
クレーンモードに切り換え
ないで作業をすると

※ショベルモードのままで作業をすると、旋回速度が速く、旋回時につり荷に遠心力が働き、オーバーロード(過荷重)となり、非常に危険です！！

クレーン機能付きドラグ・ショベルの各部の名称及び安全装置

「クレーン 第41巻 4号 2003」（社団法人日本クレーン協会）より

※○部がクレーン機能付きドラグ・ショベルの特徴



クレーン機能付きドラグ・ショベルの使用時の資格

運転資格等について

■クレーン作業を行う場合



小型移動式クレーンの運転

つり上げ荷重 1 t 以上 5 t 未満	小型移動式クレーン運転 技能講習 修了者
つり上げ荷重 1 t 未満	小型移動式クレーン運転 特別教育 修了者

■ドラグ・ショベルを運転操作する場合



車両系建設機械（整地等）の運転

機体質量 3 t 以上	車両系建設機械運転 技能講習 修了者
機体質量 3 t 未満	車両系建設機械運転 特別教育 修了者

■玉掛けの業務を行う場合



玉掛けの業務

つり上げ荷重 1t以上のクレーン	玉掛け 技能講習 修了者
つり上げ荷重 1t未満のクレーン	玉掛け 特別教育 修了者



はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態に
なってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気(晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- ☐ はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- ☐ (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- ☐ はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- ☐ はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- ☐ はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- ☐ はしごの足元に、滑り止め(転位防止措置)がある
- ☐ 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ☐ ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご(安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



出典「シリーズ-ここが危ない
高所作業」中央労働災
害防止協会

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット)も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3. 3)

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態に
なってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気(晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- ☐ 脚立は安定した場所に設置している
- ☐ 開き止めに確実にロックをかけた
- ☐ ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ☐ ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- ☐ 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- ☐ 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- ☐ 天板上や天板をまたいで作業をしない
- ☐ 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
(3段目以下がよりよい)
- ☐ 作業は頭の真上でしない
- ☐ 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立(安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、
折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つ
ための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



高さ2m以上の作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット)も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3. 3)

災害事例 下水道管敷設工事で溝内で作業中、土止め支保工が倒壊



災害発生状況

被災者と同僚の2名は、午前中掘削の作業と土止め支保工の取り付け作業を行い、午後に掘削した箇所内の溝内において前日に埋設した管と当日に埋設した管を接続する作業を行っていたところ、土止め支保工が崩れ、被災者2名が土止め支保工に挟まれ被災した。

災害発生原因

- 1 土止め用鋼矢板の根入れが不十分であったこと。
- 2 設計図と異なる土止め方法で作業が行われていたこと。
- 3 地山の掘削作業主任者が現場を離れていたため、職務を履行していなかったこと。

再発防止対策

- 1 土止め支保工の計画を適正に行うこと。
- 2 工法に合った建設機械を使用すること。
- 3 作業主任者がその職務を確実に履行すること。

土止め先行工法ガイドラインの要点



表層すべり

溝壁面の土砂の浅い部分がすべり落ちる崩壊の型。



滑動または円弧すべり

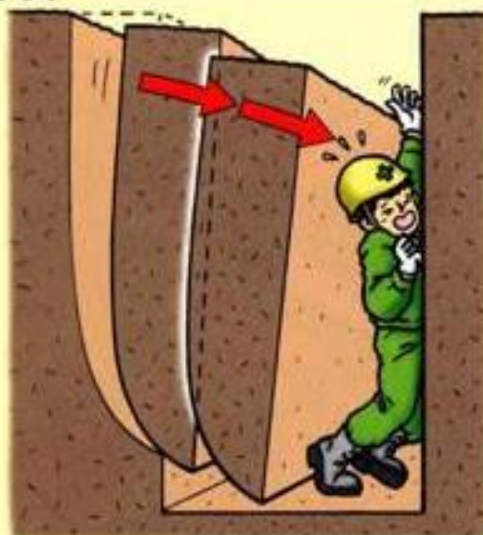
表層すべり型に比べ、崩壊土塊が大きく、すべり面がより深部にある崩壊の型。



溝崩壊のパターン

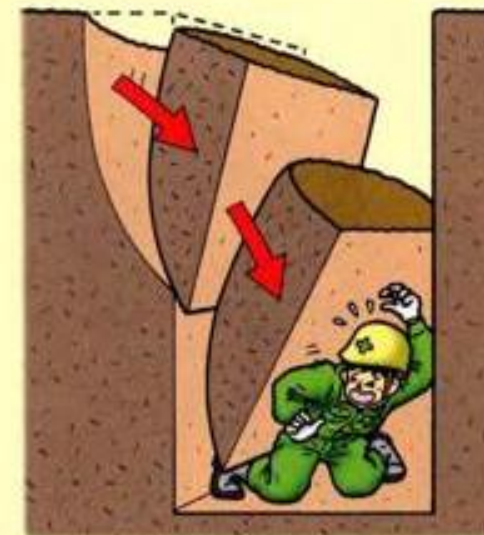
はくり倒壊

びょうぶや壁が倒れるように土塊がはくりして、溝内に崩壊する型。



落下

溝壁面の一部の塊まり（締まった土、岩石等）が抜け落ちる崩壊の型。

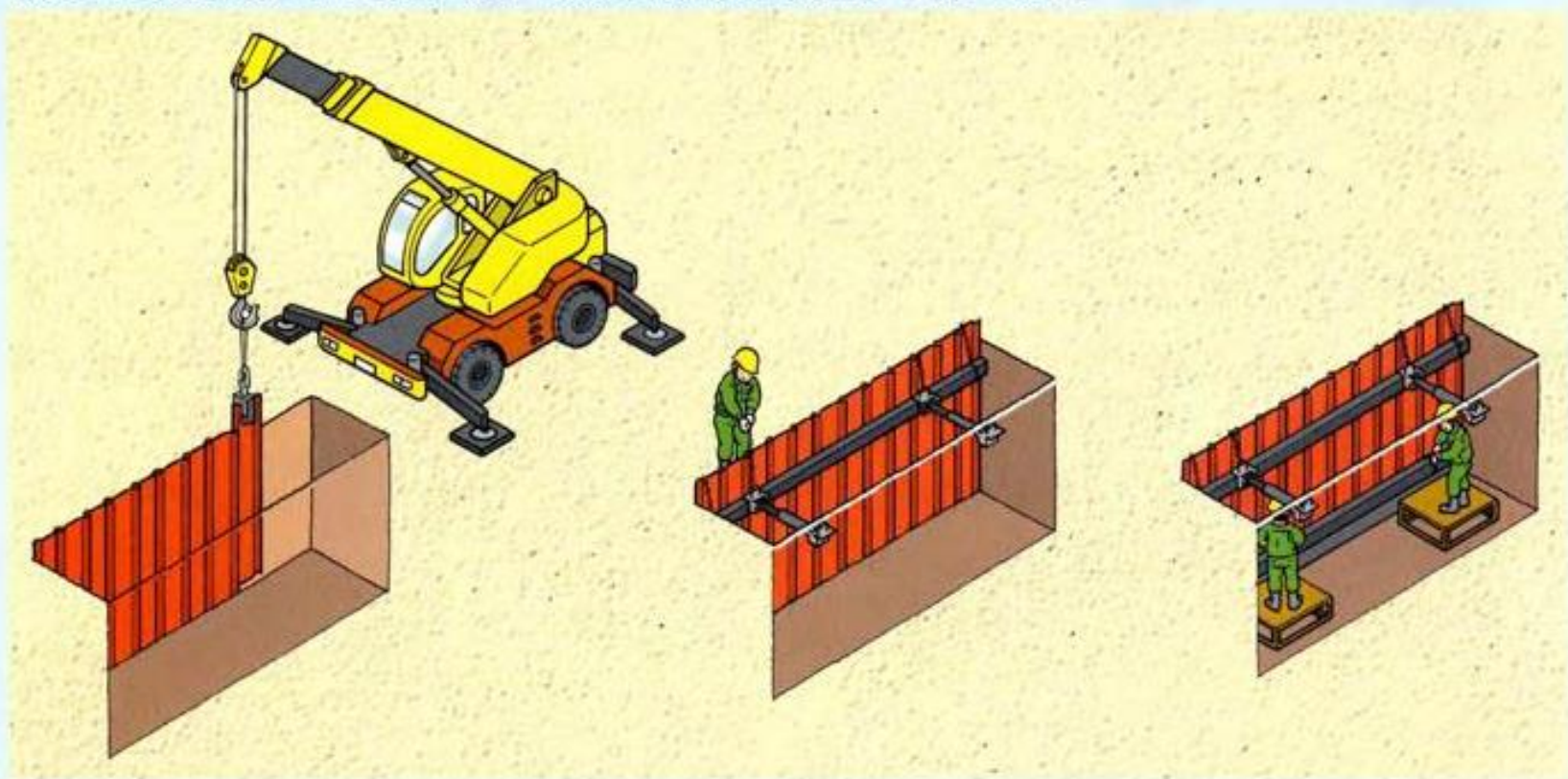


軽量鋼矢板工法

軽量鋼矢板工法を用いる土止め先行工法で、軽量鋼矢板の建込みや掘削の手順等の違いにより、次の「建込み方式」と「打込み方式」があります。

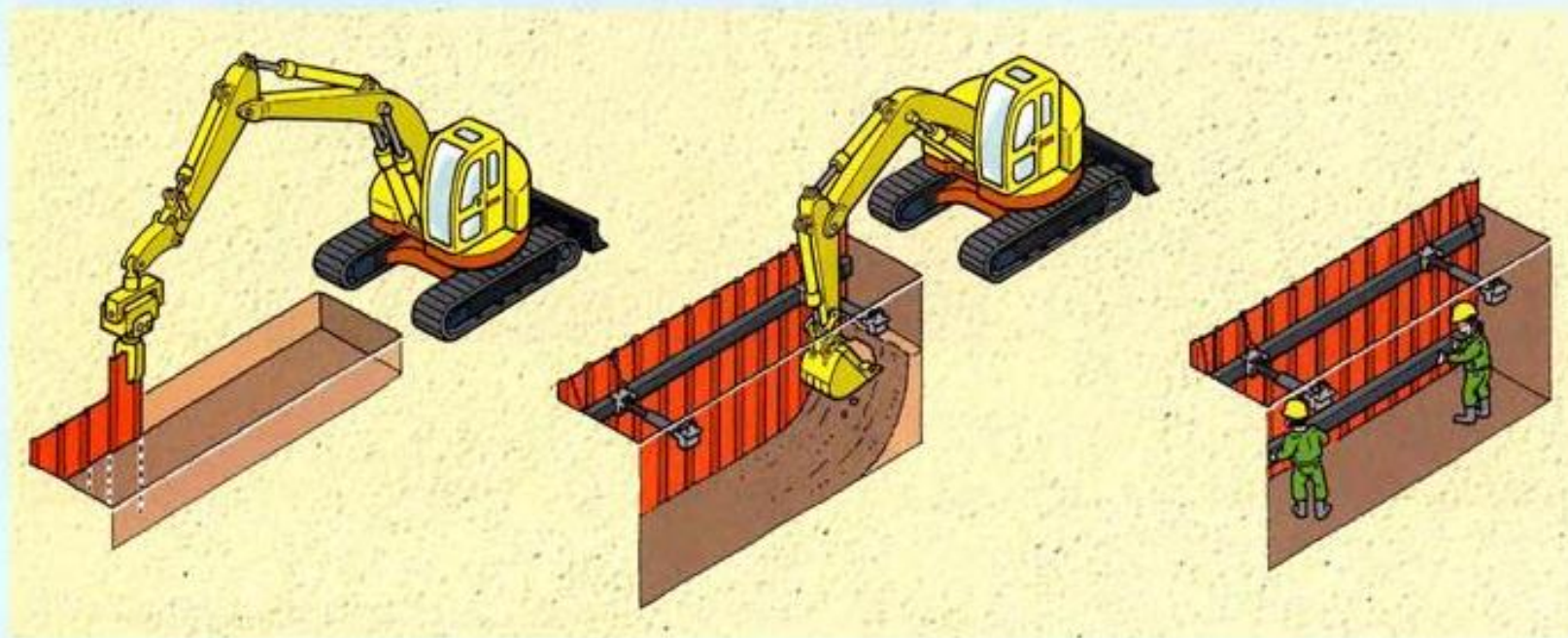
(1) 建込み方式 軽量鋼矢板工法

掘削した地山が自立することを前提とした工法で、その手順は、一定の深さまで掘削機械により溝掘削を行い、軽量鋼矢板を建て込んだ後、所定の深さまで押し込み、地上から専用の治具を使用して最上段の腹おこし及び切りばりを設置して土止め支保工を組み立てる方式です。2段目以降の腹おこし及び切りばりの設置は、専用の作業台を使用して行います。



(2) 打込み方式 軽量鋼矢板工法

砂質土や湧水等のある軟弱な地盤の掘削に使用されることが多い工法で、その手順は、溝の幅に合わせてあらかじめ軽量鋼矢板をくい打機等により打ち込んだ後、最上段の切りばりを設置する深さまで掘削を行い、地上から専用の治具を使用して腹おこし及び切りばりを設置して土止め支保工を組み立てる方式です。2段目以降の腹おこし及び切りばりの設置は、必要に応じ専用の作業台を使用して行います。



土止め先行工法の安全作業現場

土止め先行工法とは

土止め先行工法とは、労働者が溝内に立ち入る前に土止め支保工を先行して設置することができ、土止め支保工の組立て又は解体作業も原則として溝内に立ち入らずに行うことができる工法です。土止め先行工法には様々な工法があり、現在もお新しい工法の考案や既に行われている工法の改良が盛んに行われています。

その中で、小規模な溝掘削作業に採用されることが多い工法に「軽量鋼矢板工法」と「建込み簡易土止め工法」があります。

■合図者

一定の合図を定め、合図者を指名し、合図を行わせる



ドラグ・ショベルにより土止め用矢板等をつり上げる場合は、つり上げる荷重を標準荷重以下、かつ1トン未満とし、負荷させる荷重に応じた強度を有するフック等を使用すること。

(労働安全衛生規則第164条及び平成4年10月1日付け基発第542号「車両系建設機械を用いて行う荷のつり上げ作業」時等における安全の確保について)に留意。

土止め先行工法の施工に必要な主な資格

- 地山の掘削作業主任者技能講習修了者
- 土止め支保工作業主任者技能講習修了者
- 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了者
- 車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習修了者
- 移動式クレーン運転士免許保有者
- 小型移動式クレーン運転技能講習修了者
- 玉掛け技能講習修了者 等

■立入禁止措置

車両系建設機械等と接触するおそれのある箇所への立入禁止措置を講じる



■矢板の打込み
打撃による打込みは行わない



■作業主任者

溝掘削作業・土止め支保工の組立て又は解体の作業を行うときは、作業主任者を配置し、作業を直接指揮させる

- ① 掘削作業中
- ② 1段目切りばり設置作業中
- ③ 2段目切りばり設置作業中
- ④ 支保工設置完了

■専用作業台

軽量鋼矢板の下部変形から労働者を守るため、専用作業台を使用する

■墜落防止柵

溝内への墜落を防止するために墜落防止柵を設置する

■つり網、つり袋

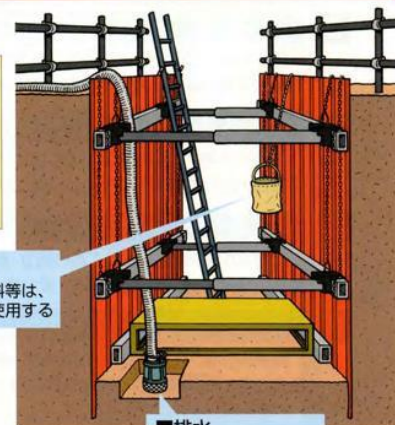
溝内作業に必要な材料等は、つり網、つり袋等を使用する

■昇降設備

溝内への出入りのために安全な昇降設備を設置する

■排水
湧水がある場合は、ポンプ等で排水を行う

■土止め支保工の組立て
土止め計画の組立図に基づき、組み立てる



I 施行計画の策定

1 事前調査

適切な土止め支保工の施工計画を策定するには、溝掘削を行う場所及びその周辺の状況を把握することが重要であり、地山の調査、周囲の調査等を行います。

2 土止め計画

事前調査で把握した地山や周囲の状況に応じた適切な土止め先行工法の選定を行い、工法に応じた土止め計画を作成します。その土止め計画には、土止め支保工の設計や埋設物等の防護、使用機械の選定等が含まれます。

3 作業計画

選定した土止め先行工法に応じた適切な作業計画を作成します。その作業計画には、溝掘削作業、土止め支保工等の組立・解体作業及び溝内作業が含まれます。

4 仮設備計画

溝掘削作業、土止め支保工等の組立・解体作業及び溝内作業を安全に行うために必要な仮設備に関する仮設備計画を作成します。仮設備には、昇降設備、墜落防止設備等が含まれます。

5 安全衛生管理計画

溝掘削作業、土止め支保工等の組立・解体作業及び溝内作業の各工程に応じた労働災害防止対策と、安全衛生管理体制、安全衛生教育、安全衛生点検及び安全衛生活動を含んだ安全衛生管理計画を作成します。

6 工程表

溝掘削作業、土止め支保工等の組立・解体作業及び溝内作業について、各作業の順序、開始・終了の時期、各作業間の関連及び安全衛生管理に関する工程を明らかにした工程表を作成します。

Ⅱ 施工計画の実施及び変更

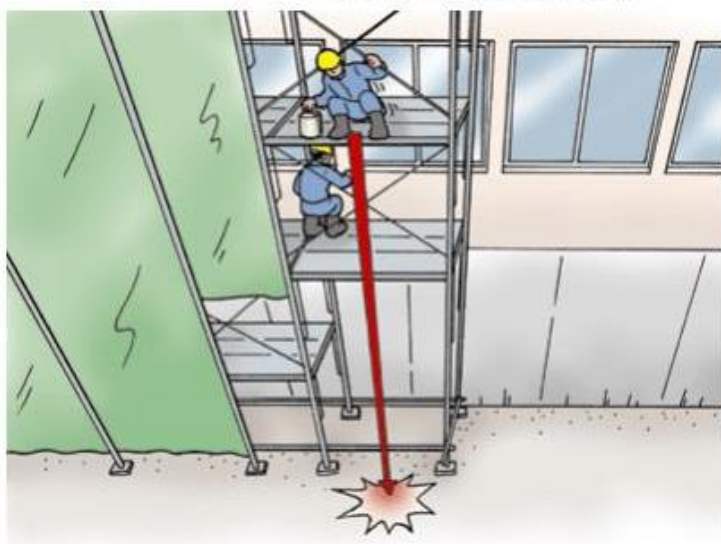
施工計画に基づき、土止め先行工法による一連の作業を適切に実施します。

また、同施工計画を変更する必要がある場合は、事前に関係者と十分検討を行った後に変更を行い、変更した同施工計画は関係労働者へ確実に周知します。

Ⅲ 土止め先行工法の実施にかかる留意事項

1. **土止め支保工等の組立・解体作業**を行うときは、土止め計画に基づいて作業するとともに、部材、組立て、解体、作業全般についての留意事項を守ります。
2. **溝掘削作業及び溝内作業**を行うときは、作業計画に基づいて作業するとともに、地山の掘削作業主任者の選任、手堀り作業、溝内作業の開始、地山の点検、昇降設備、埋設物等、保護帽、排水等についての留意事項を守ります。
3. **移動式クレーン、車両系建設機械等**を使用する場合は、土止め計画・作業計画に基づいて使用するとともに、合図、立入禁止措置、矢板等の打込み・引抜き、主たる用途以外の使用の制限についての留意事項を守ります。

災害事例 足場上での塗装作業中の墜落災害



災害発生状況

作業当日、足場の4段目から塗装作業を行っていた被災者が、3段目の塗装作業を終え、2段目の作業を開始しようと3段目の筋交いの間から下を覗きこんだところ、筋交いの間から約7m下に墜落したものの。

災害発生原因

- 1 足場の筋交いに墜落防止措置が講じられていなかった。
- 2 作業指示が明確に行われていなかった。
- 3 安全教育が実施されていなかった。

再発防止対策

- 1 墜落防止措置が講じられた足場を使用すること
- 2 作業手順等について明確に指示を行うこと
- 3 安全管理の徹底を実施すること

足場の墜落防止及び落下防止

わく組足場

メッシュシート

下さん (15~40cm)

巾木 (15cm以上)

足場の
内側、外側両方
に措置が必要

わく組足場以外の足場

手すり
(85cm以上)

巾木
(10cm上)

中さん
(35~50cm)

手すり
(85cm以上)

メッシュシート

中さん
(35~50cm)

足場上で作業を行う段階・終了で特に留意すべきこと

☆手すり等を臨時に取り外して作業を行う場合について

- ・手すり等を臨時に取り外す場合は、墜落制止用器具の使用等を徹底してください。
- ・作業終了後は放置することなく、必ず復旧をしてください。

作業と直接関係のない労働者が手すり等を臨時に取り外した箇所から墜落

作業箇所への関係労働者以外の立入禁止措置の実施を！

特に徹底が必要

臨時に取り外した手すり等を元に戻さずに別の作業を行った労働者が墜落

臨時に取り外した手すり等の復旧及び責任者への報告を！

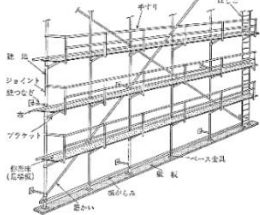
墜落防止措置 取外し作業中	
関係労働者以外	
立入禁止	
作業主任者	
作業期間	月 日 ~ 月 日 会社名

立入禁止表示の例

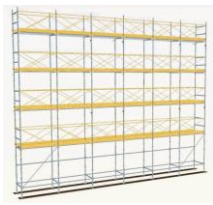
改正労働安全衛生規則について

1 一側足場の使用範囲を明確化

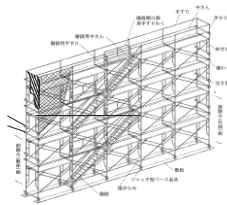
主に狭あいな現場で使用される一側足場については、その構造上、安衛則に定める手すりの設置等の墜落防止措置が適用されないところ、一側足場からの墜落・転落災害が発生している（※）ことを踏まえ、本足場を使用するために十分幅がある場所（幅が1メートル以上の場所）においては、本足場の使用を義務付けるもの。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りではないこととするもの。



一側足場の例（（一社）仮設工業会より提供）



本足場の例（（一社）仮設工業会より提供）



（※）令和元年～3年に発生した足場からの墜落・転落による死亡災害56件のうち、8件が一側足場からのもの。

2 足場の点検を行う際、点検者を指名することを義務付け

足場（つり足場を含む。以下同じ。）からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、安衛則で義務付けられている足場の点検が行われていない事例が散見されていることを踏まえ、事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるようにするため、点検者をあらかじめ指名することを義務付けるもの。

3 足場の完成後等の足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加

事業者又は注文者が悪天候若しくは地震又は足場の組立て、変更等の後の足場の点検を行ったときに記録及び保存すべき事項（現行では当該点検の結果及び点検結果に基づいて補修等を行った場合にあっては、当該措置の内容）に、当該点検者の氏名を追加するもの。

4 施行日等

公布日：令和5年3月14日

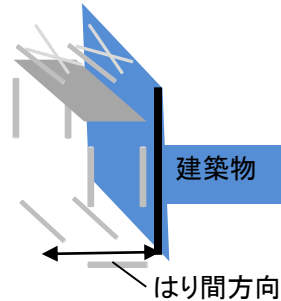
施行期日：1については令和6年4月1日、2及び3については令和5年10月1日

一側足場の使用範囲の明確化について

1 「幅が1メートル以上の箇所」について

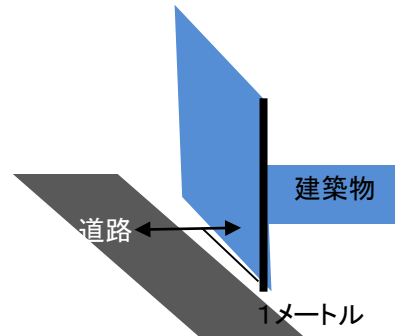
基本的な考え方

足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外壁を起点としたはり間方向の水平距離が1メートル。



例外について

足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合等は、「幅が1メートルの箇所」に含まれない。



事業者が行うべきこと

足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートルの箇所」を確保すべきもの。

注：図はイメージ。分かりやすくするため足場等は簡略化して図示しています。

一側足場の使用範囲の明確化について

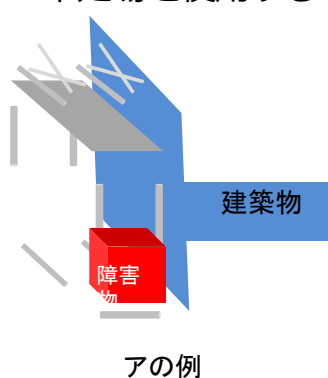
2 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」について

足場を設ける床面において、はり間方向の水平距離が1メートル以上の場合においても、本足場を使用することが困難な場合のこと。

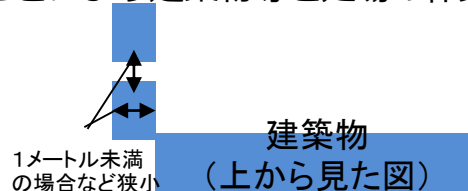
具体例

注：図はイメージ。分かりやすくするため足場等は簡略化して図示しています。

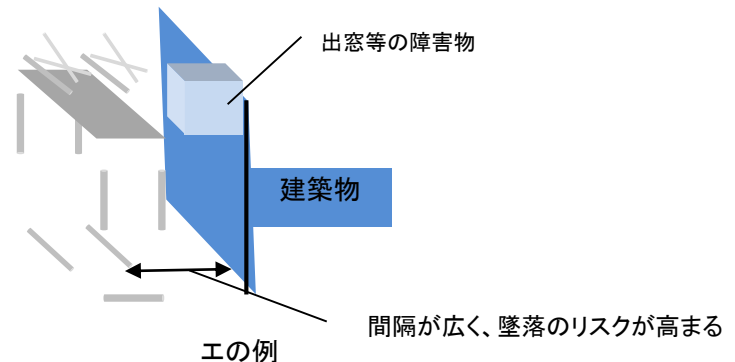
- ア 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき。
- イ 建築物等の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき。
- ウ 屋根等に足場を設けるときの等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき。
- エ 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔が広くなり、墜落・転落のリスクが高まる時。



アの例



イの建築物の例



エの例

3 その他

- 足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合は、足場の動揺や倒壊等を防止するのに十分な強度を有する構造とすること。
- 建築物と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいこと。

足場の点検時の点検者の指名の義務付け及び 足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名の追加について

足場の点検時の点検者の指名の義務付けについて

- 点検者の指名の方法は、書面で伝達する方法のほか、朝礼等に際し口頭で伝達する方法、メール、電話で伝達する方法、あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達する方法等が含まれること。なお、点検者の指名は、**点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法**で行うこと。
- 安衛則第567条第2項及び第655条第1項第2号に規定する点検者（＝組立て等後の点検の点検者）については、**足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講した者等、一定の能力を有する者（※）**が望ましいこと。
- 足場の点検に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」（推進要綱別添）を活用することが望ましいこと。

（※）組立て等後点検の点検者として指名することが望ましい者（推進要綱別添参照）

- ・ 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立等作業主任者能力向上教育を受講している者
- ・ 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等安衛法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
- ・ 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
- ・ 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者

足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名の追加について

- 組立て等後点検後に記録及び保存すべき事項に、点検者の氏名を追加したこと。
なお、記録すべき点検者の氏名は、**安衛則第567条第2項及び第655条第1項第2号の規定により指名した者のもの**とすること。
- 足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいこと。

足場等の種類別点検チェックリスト（ ） 足場用（注1）

足場等点検チェックリスト

1 作業（ ） 工期（ ） ～ （注2）

2 点検者氏名（ ） 氏名（ ） 氏名（ ） （注3）

3 点検場所（ ） 点検日時（ ） 点検者（ ） 点検場所（ ） 点検日時（ ） 点検者（ ） （注4）

点検事項（注5）	点検の内 容（注6）	点検結果（注7）	点検者（注8）	点検日時（注9）	備考（注10）
1 点検時の点検、点検後及び点検後の状態					
2 点検時、点検後及び点検後の状態					
3 点検時及び点検後の状態					
4 足場用点検防止（点検）の取付し及び取付後の状態（注11）					
5 点検等（点検）の取付し及び取付後の状態					
6 点検の取付し及び取付後の状態					
7 点検時、点検後及び点検後の状態					
8 点検時、点検後及び点検後の状態					
9 点検時、点検後及び点検後の状態					

足場の種類別点検チェックリスト

【令和6年度 改正施行内容】

労働安全衛生法の

新たな化学物質規制について

施行期日

		2023(R5).4.1	2024(R6).4.1	
化学物質管理体系の見直し	名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加			2024(R6).4.1施行
	ばく露を最小限度にすること (ばく露を濃度基準値以下にすること)	2023(R5).4.1施行		2024(R6).4.1施行
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存	2023(R5).4.1施行		
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係)	2023(R5).4.1施行		2024(R6).4.1施行
	衛生委員会付議事項の追加	2023(R5).4.1施行		
	化学物質によるがんの把握強化	2023(R5).4.1施行		
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存	2023(R5).4.1施行		
	化学物質労災発生事業場等への監督署長による指示			2024(R6).4.1施行
	リスクアセスメント等に基づく健康診断の実施・記録作成等			2024(R6).4.1施行
	がん原性物質の作業記録の保存	2023(R5).4.1施行		
実施体制の確立	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化			2024(R6).4.1施行
	雇入れ時等教育の拡充			2024(R6).4.1施行
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大	2023(R5).4.1施行		
情報伝達の強化	S D S 等による通知方法の柔軟化	2022(R4).5.31(公布日)施行		
	「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新	2023(R5).4.1施行		
	通知事項の追加及び含有量表示の適正化			2024(R6).4.1施行
	事業場内別容器保管時の措置の強化	2023(R5).4.1施行		
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大	2023(R5).4.1施行		
管理水準良好事業場の特別規則適用除外		2023(R5).4.1施行		
特殊健康診断の実施頻度の緩和		2023(R5).4.1施行		
第三管理区分事業場の措置強化				2024(R6).4.1施行

3 化学物質管理体系の見直し①

安衛令 安衛則

1-1 名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加

2024(R6).4.1 施行

- ・労働安全衛生法（安衛法）第57条～第57条の3の対象となる化学物質として、国によるGHS分類に基づき、危険性・有害性が確認された全ての物質を順次規制対象に追加する。【令別表第9、安衛則別表第2】
- ・**令和3年度**の安衛令改正では、国によるGHS分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性及び急性毒性のカテゴリーで区分1相当の有害性を有する物質（**234物質**）を安衛令別表第9に**追加**し、規制対象とする（対象物質の裾切値は安衛則別表第2のとおり。裾切値とは、製剤(混合物)中の対象物質の含有量（重量%）がその値未満の場合、ラベル表示又はSDS交付の対象とならない値をいう。）。
- ・施行日(令和6年4月1日)時点で現存するものについては、令和7年3月31日までの間、ラベル表示義務の規定は適用されない。

・危険有害性のある化学物質を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、その容器又は包装に、当該化学物質の名称等の表示（ラベル表示）を行わなければならない。また、危険有害性のある化学物質を譲渡し、又は提供する者は、文書（SDS※1）の交付等により、当該化学物質の名称等の通知をしなければならない。〔安衛法57条及び法57条の2〕

・当該化学物質を取り扱う際に、化学物質の危険有害性等の調査（リスクアセスメント）を実施しなければならない。〔安衛法57条の3〕

また、一部の物質は、ラベル表示義務に係る裾切値よりSDS交付義務に係る裾切値が低い値になっており、SDS交付義務の対象物質とリスクアセスメント実施義務の対象物質は同じであることから、リスクアセスメント実施義務の裾切値はSDS交付義務の裾切値と同じである。

政府向けGHS分類ガイダンスに基づき国が実施したGHS分類結果に基づく有害性の区分

急性毒性	区分1	区分2～5
皮膚腐食性／刺激性	区分1	区分2～3
眼に対する重篤な損傷性／刺激性	区分1	区分2
呼吸器感作性	区分1	
皮膚感作性	区分1	
生殖細胞変異原性	区分1	区分2
発がん性	区分1	区分2
生殖毒性	区分1	区分2
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分1	区分2～3
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分1	区分2
誤えん有害性	区分1	区分2

※1 SDS（安全データシート）化学物質の成分や人体に及ぼす作用等、化学物質の危険有害性情報を記載した文書で、法第57条の2第1項にて、規制対象物質を譲渡・提供等する場合に交付することが義務づけられている。

3 化学物質管理体系の見直し③

安衛則

1-2 リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務

(1) 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置

①労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度について、以下の方法等により最小限度にしなければならない。【安衛則577条の2①】

- i 代替物等の使用
- ii 発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置の設置及び稼働
- iii 作業の方法の改善
- iv 有効な呼吸用保護具の使用

②リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露を抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）については、労働者がばく露される程度を厚生労働大臣が定める濃度の基準（濃度基準値）以下としなければならない。

【安衛則577条の2②】

(2) (1)等に基づく措置の内容及び労働者のばく露の状況についての労働者の意見聴取

(1) 及びリスクアセスメント健診結果に基づく措置について、関係労働者の意見を聴く機会を設けなければならない。【安衛則577条の2②→⑩】

★リスクアセスメント対象物

労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質

2023(R5).4.1施行

2024(R6).4.1施行

2023(R5).4.1施行
((1)①に係る部分)

2024(R6).4.1施行
((1)②及びリスクアセスメント健診に係る部分)

(3) リスクアセスメント対象物以外の物質にばく露される濃度を最小限とする努力義務

(1) ①のリスクアセスメント対象物以外の物質についても、労働者がばく露される程度について、(1)

① i～ivの方法等で、最小限度にするように努めなければならない。【安衛則577条の3】

2023(R5).4.1施行

3 化学物質管理体系の見直し④

安衛則

1-3 皮膚等障害化学物質への直接接触の防止

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性又は皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる有害性に応じて、当該物質又は当該物質を含有する製剤（皮膚等障害化学物質）を製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、労働者に皮膚障害等防止用保護具を使用させなければならない。

①健康障害を起こすおそれのあることが明らかな（「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に分類されているものは含まれる）物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者

→ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用

● 努力義務【安衛則594条の2】 2023(R5).4.1 施行 → ● 義務【安衛則594条の2】 2024(R6).4.1 施行

②健康障害を起こすおそれがないことが明らかなものの以外の物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者（①の労働者を除く）→ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用

● 努力義務【安衛則594条の2→594条の3】 2023(R5).4.1 施行

健康障害のおそれ	2023(R5) 4.1	2023(R6) 4.1
<u>あることが明らか</u> (①)	努力義務【安衛則594条の2】	義務【安衛則594条の2】
<u>ないことが明らかでない</u> (②)	努力義務【安衛則594条の2】	努力義務【安衛則594条の3】
<u>ないことが明らか</u> (※)	(皮膚障害等防止用保護具の着用は不要)	

(※)「ないことが明らか」とは、GHSに基づく危険有害性の分類の結果及び譲渡提供者より提供されたSDS等の有害性情報のうち「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれも「区分に該当しない」、かつ、経皮による健康有害性のおそれに関する記載がないものが含まれること。

皮膚等障害化学物質等の製造・取り扱い時に「不浸透性*」の保護具の使用が義務化されます

*有害物等と直接接触することがないような性能を有することを指しており、JIS T 8116で定義する「透過」及び「浸透」しないことのいずれの要素も含む。

Q：皮膚等障害化学物質とはどのような物質ですか？ →詳細は第1章第3節を確認

A：皮膚等障害化学物質には、**皮膚刺激性有害物質**①、**皮膚吸収性有害物質**②が存在します。なお、皮膚等障害化学物質および特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質の全体像は下図のとおりです。

特別規則対象物質	①皮膚刺激性有害物質 744物質	①かつ② 124物質	②皮膚吸収性有害物質 196物質
従来通り保護具着用の義務あり。	皮膚等障害化学物質 1,064物質 今後新たに保護具着用が義務化。		

①皮膚刺激性有害物質

皮膚または眼に障害を与えるおそれがあることが明らかな化学物質
→**局所影響** (化学熱傷、接触性皮膚炎など)



②皮膚吸収性有害物質

皮膚から吸収され、もしくは皮膚に侵入して、健康障害のおそれがあることが明らかな化学物質
→**全身影響** (意識障害、各種臓器疾患、発がんなど)



Q：保護具の管理は誰が行うのですか？ →詳細は第1章第3節を確認

A：保護具着用管理責任者が保護具の管理を行います。

【保護具着用管理責任者とは】

化学物質管理者を選任した事業者は、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、**保護具着用管理責任者**を選任し、有効な保護具の選択、保護具の保守管理その他保護具に係る業務を担当させなければなりません。

【職務および権限】

- ①保護具の**適正な選択**に関すること。
- ②労働者の**保護具の適正な使用**に関すること。
- ③保護具の**保守管理**に関すること。

Q：保護具を使用しないとどうなりますか？ →詳細は第2章第1節を確認

A：皮膚等障害化学物質に対して不浸透性の保護具を使用しないと、皮膚障害や皮膚を介した健康障害が発生する可能性があります。

【最近の皮膚等障害事案の状況】

- ・労働災害事例のうち、経皮ばく露による皮膚障害が最多。
- ・特に、皮膚吸収性有害物質は、皮膚刺激性はないが、皮膚から吸収され発がん(膀胱がん)に至った事案も発生。

【労働災害事例】

スコップで水酸化ナトリウムと廃油を含む沈殿物をすくった際に、飛散した水溶液を浴び、作業終了後、水酸化ナトリウムによる薬傷と診断された。

なお、作業者の服装は、通常の作業着に**化学防護手袋でない一般のビニル手袋**、ゴム長靴、さらに**化学防護服ではないナイロン製ヤッケ**を着用している作業者もいた。皮膚に障害を与える水酸化ナトリウムを取り扱うにもかかわらず、**適切な保護具を使用していなかったこと**、作業者および現場責任者が、槽内の物質の有害性について認識していなかったことが原因と考えられている。

手の防護については、**一般的なビニル手袋ではなく、適切な化学防護手袋などを使用することが重要**です。



Q：保護具にはどのような物がありますか？

→詳細は第2章第2節を確認

A：不浸透性の保護具として、保護衣、保護手袋、履物、保護眼鏡などがあります。

皮膚障害等防止用保護具

- ・皮膚障害等防止用保護具は、右図に示すような安衛則594条の2において皮膚等障害化学物質等に対して着用しなければならない不浸透性の保護衣、保護手袋、履物または保護眼鏡等の保護具を指します。
- ・マニュアルでは、保護手袋のうち**化学防護手袋**の選定方法などを示しています。
- ・化学防護手袋は**軍手等の一般作業用手袋と異なるため、適切な化学防護手袋**を選定・使用することが重要です。



Q：どうやって適切な保護具を選ぶのですか？ →詳細は第3章第1節を確認

A：以下の手順1から4に従って適切な不浸透性の手袋を選定します。

化学防護手袋の選定フロー

手順1
作業等の確認

手順1 (作業等の確認)

- 作業や取扱物質について確認
- ・取扱物質が皮膚等障害化学物質か。
 - ・作業内容と時間はどの程度か。

手順2
化学防護手袋のスクリーニング

手順2 (化学防護手袋のスクリーニング)

化学防護手袋の材料ごとの耐透過性データを確認し、候補を選定

- ・耐透過性能一覧表(参考資料2)で取扱物質を確認。
- ・手順1で確認した作業内容・時間を参考に作業分類を確認。
- ・作業パターンに適した耐透過性レベルの材料候補を選定。

手順3
製品の性能確認

手順3 (手袋製品の性能確認)

化学防護手袋の説明書等で製品の具体的な性能を確認

- ・材料名、化学防護手袋をキーワードにインターネットで検索する等して参考情報を確認。
- ・説明書等で規格、材料、耐浸透性能、耐透過性能等に適合しているかを確認。ただし、耐透過性能の情報がない場合は耐透過性能一覧表のデータにより選択して差し支えない。

手順4
(オプション)
保護具メーカーへの問い合わせ

手順4 (保護具メーカーへの問い合わせ (オプション))

保護具メーカーへ必要な製品の情報を確認

- ・必要に応じ、取扱物質、作業内容等を保護具メーカーへ連絡し、化学防護手袋の選定の助言を受ける(必須ではない)。

1-8 リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務（健康診断等）

2024(R6).4.1 施行

（１）リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講じるばく露低減措置等の一環としての健康診断の実施・記録作成等【安衛則577条の2③～⑨】

- ・リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環として、リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、事業者は、労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師又は歯科医師（以下「医師等」）が必要と認める項目についての健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければならない。
- ・1-2（１）②の濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等による健康診断を実施しなければならない。
- ・上記の健康診断を実施した場合は、記録を作成し、5年間（がん原性物質に係る健康診断については30年間）保存しなければならない。

（２）作業記録の保存・周知【安衛則577条の2③→⑪、④→⑫】

2023(R5).4.1 施行
((2)① ii iiiに係る部分を除く)

2024(R6).4.1 施行
((2)① ii iiiに係る部分)

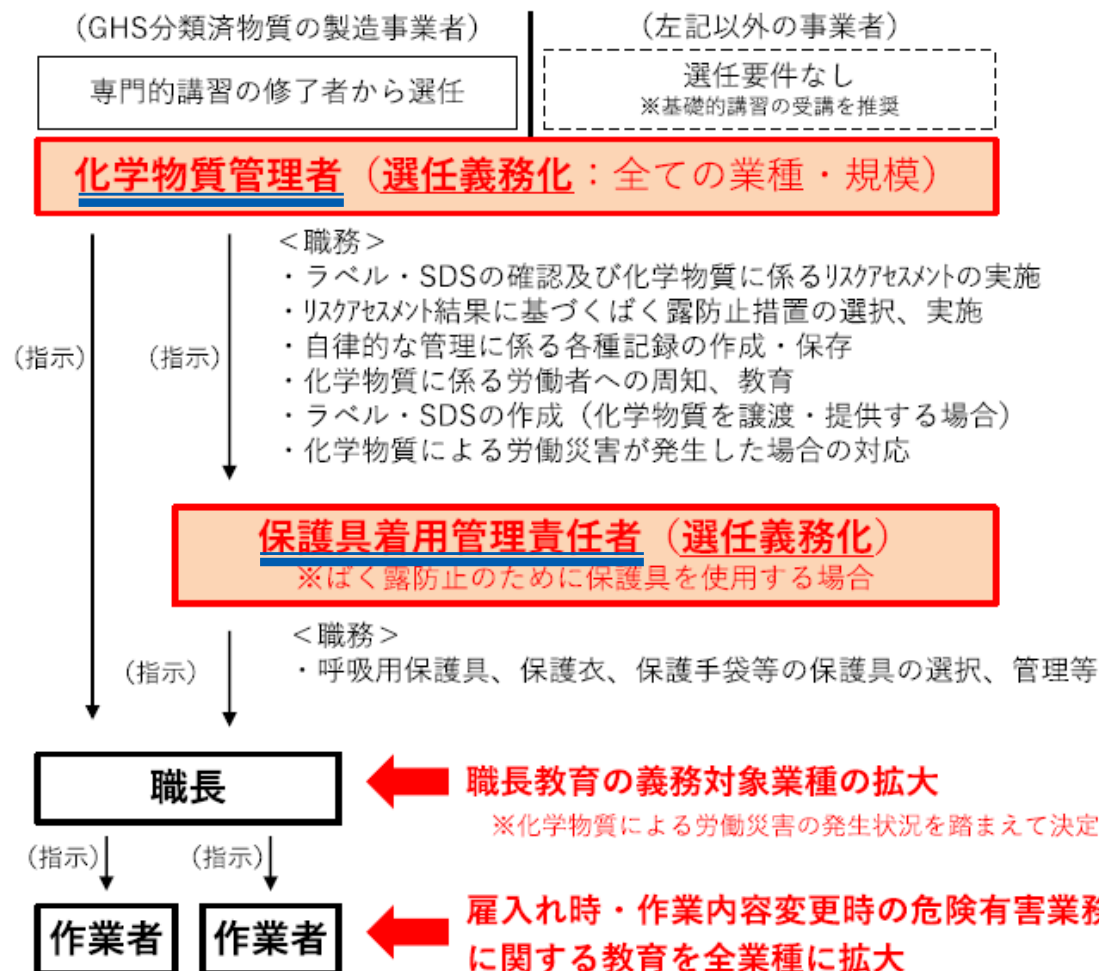
次の事項について、一年を超えない期間ごとに一回、定期的に、記録を作成（③の事項は、がん原性物質に限る。）し、3年間（がん原性物質の場合、②、③の事項を30年間）保存するとともに、①及び④の事項を関係労働者に周知させなければならない。

- ①講じた措置の状況(i ばく露の程度を最小限度にするために講じた措置、 ii 濃度基準値以下にするために講じた措置、 iii リスクアセスメント対象物健康診断の結果に基づき講じた措置)
- ②労働者のリスクアセスメント対象物へのばく露の状況
- ③労働者の氏名、従事した作業の概要、従事期間、がん原性物質により著しい汚染が生じた場合の概要・応急措置の概要
- ④（２）① i ～ iii についての関係労働者の意見の聴取状況

化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立

事業場内の化学物質管理体制の整備・化学物質管理の専門人材の確保・育成

事業場内の化学物質管理体制



化学物質管理専門家

作業環境管理専門家

専門家による相談・助言・指導

確保・育成

- ・国、業界団体、関係機関が協力して育成
- ・中小企業向けの相談・支援体制の整備
- ・化学物質専門家の国家資格化の検討

出典：厚生労働省「化学物質規制の見直しについて(職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書のポイント)～化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ～」(令和3年7月19日)

4 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立①

安衛則

2 - 1 化学物質管理者の選任の義務化

(1) 選任が必要な事業場

2024(R6).4.1 施行

- ・リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）

※個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場毎に化学物質管理者を選任する

※一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外

※事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能

★リスクアセスメント対象物

労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質

(2) 選任要件

- ・化学物質の管理に係る業務を適切に実施できる能力を有する者

- ・リスクアセスメント対象物の製造事業場 → 専門的講習（※）の修了者（※）専門的講習の内容は、厚生労働大臣告示で示す
- ・リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場
→ 資格要件無し（別途定める講習の受講を推奨）

(3) 職務

1. ラベル・SDS（安全データシート）の確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施の管理
2. リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
3. 化学物質の自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
4. 化学物質の自律的な管理に係る労働者への周知、教育
5. ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
6. リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

※ リスクアセスメント対象物の譲渡提供を行う（製造・取扱いを行わない）事業場は4，5のみ

4 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立②

安衛則

2-2 保護具着用管理責任者の選任の義務化

2024(R6).4.1施行

(1) 選任が必要な事業場

- ・リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

(2) 選任要件

- ・保護具について一定の経験及び知識を有する者

次に掲げる者又は**保護具の管理に関する教育を受講した者**

- ・化学物質管理専門家の要件に該当する者
- ・作業環境管理専門家の要件に該当する者
- ・労働衛生コンサルタント試験合格者
- ・第1種衛生管理者免許または衛生工学衛生管理者免許を受けた者
- ・化学物質関係の作業主任者の資格を有する者
- ・安全衛生推進者に係る講習の修了者等

(3) 職務

- ・有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他
保護具の管理に係る業務

保護具の管理に関する教育カリキュラム

学科科目	範囲	時間
保護具着用管理	①保護具着用管理責任者の役割と職務 ②保護具に関する教育の方法	0.5時間
保護具に関する知識	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。	3時間
労働災害の防止に関する知識	保護具使用に当たって留意すべき労働災害の事例及び防止方法	1時間
関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間
実技科目	範囲	時間
保護具の使用方法等	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。	1時間

4 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立②

安衛則

2-2 保護具着用管理責任者の選任の義務化

2024(R6).4.1 施行

(1) 選任が必要な事業場

・化学物質管理者を選任し、**リスクアセスメントの結果に基づく措置**として労働者に**保護具を使用**させるとき【安衛則12条の6】

※選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任すること。

※職務をなし得る権限を与え、氏名を見やすい箇所に掲示すること等により関係労働者に周知すること。

※労働基準監督署や労働局に対し、保護具着用管理責任者**選任報告**の届出を行う**必要はありません。**

・作業環境測定の評価結果が第三管理区分に区分された場合において、**作業環境管理専門家が改善困難**と判断した場合及び改善措置効果確認の結果**なお第三管理区分**に区分された場合【特化則36条の3の2④、有機則28条の3の2④、鉛則52条の3の2④、粉じん則26条の3の2④】

※選任すべき事由が発生した場合、直ちに選任すること。

※労働基準監督署や労働局に対し、保護具着用管理責任者**選任報告**の届出を行う**必要はありません。**

2-3 雇入れ時等教育の拡充【安衛則35条】

2024(R6).4.1 施行

雇入れ時等の教育のうち、特定の業種においては一部教育項目の省略が認められているところ、当該**省略規定を廃止する。**

→ 危険性・有害性のある化学物質を製造し、又は取り扱う全ての事業場において、化学物質の安全衛生に関する必要な教育が行われるようにする。

《現行制度》雇入れ時等教育の教育項目（以下の1～8の各項目について、当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について実施）

1. 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取り扱い方法に関する事
2. 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取り扱い方法に関する事
3. 作業手順に関する事
4. 作業開始時の点検に関する事

5. 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及びその予防に関する事
6. 整理、整頓及び清潔の保持に関する事。
7. 事故時等における応急措置及び退避に関する事
8. 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

以下の業種以外の業種では、

1～4の項目は省略可能→(R6.4.1～)省略不可

- ・林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業
- ・製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

【最近の動向】

- ・一人親方等の安全衛生対策について
- ・個人事業者等に関する健康管理に関するガイドラインの策定
- ・労働安全衛生関係の一部の手続きの電子申請義務化

⑤

■ **建設アスベスト訴訟の最高裁判決**において、労働安全衛生法第22条は、**労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する**趣旨との判断がされたことを踏まえ、同条に基づく省令の規定を改正。

*「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」において、事業者が個人事業者等に対して取り組むべき災害防止対策等を検討中。

2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、 以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2 に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

退避



立入禁止



法令改正の主な内容

1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も**対象にすることが義務付けられます。**

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、**その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とすること**
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、**その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること**
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること**



立入禁止等の措置が講じられた場合は、労働者や労働者以外の作業に従事する者は従わなければなりません。

2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること**

保護具等の使用の周知



重要

今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所等で例外的に作業を行わせる場面に限られますが、それ以外の場面であっても、

① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面

② 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面

については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨されます。

注意事項

重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

《危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置》

危険箇所等における立入禁止等の措置は、個々の事業者が当該場所において措置すべきものです。

しかしながら、危険箇所等における作業を重層請負により複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所についてこれらの義務が複数の事業者に課されているときは、立入禁止の表示や掲示を事業者ごとに複数行う必要はなく、元方事業者がまとめて実施するなど、共同で表示や掲示を行っても差し支えありません。

《危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知》

事業者の請負人に対する周知は、個々の事業者が請負契約の相手方に対して措置すべきものです。

三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



注意事項

作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項・第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の4省令を含む）の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないこと、違反していると認めるときは必要な指示を行わなければならないことが規定されています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指導・指示」を行わなければなりません。

周知の方法

周知は以下のいずれかの方法で行ってください。

周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。

- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
- ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
- ④ 口頭で伝える



請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。

労働者以外の人も立入禁止や喫煙、火気使用の禁止を遵守しなければなりません。

令和6年5月28日 策定

個人事業者等の皆さま、個人事業者等に仕事を注文する皆さまへ

「個人事業者等の健康管理に関する
ガイドライン」を策定しました

個人事業者等の健康管理の基本的な考え方

① 個人事業者等

個人事業者等として事業を行う上では、自らの心身の健康に配慮することが重要です。各種支援を活用し、自ら健康管理を行いましょう。

② 注文者等

注文を受けて仕事を行う場合、注文者等による注文条件等が個人事業者等の心身の健康に影響を及ぼす可能性があります。個人事業者等が健康を適切に管理するためには、注文者等が必要な措置を講じること重要です。

また、個人事業者等が健康に就業することは、当該個人事業者等と継続的に業務を行う注文者等にとっては、事業継続の観点からも望ましいです。

③ 業種・職種別団体や仲介業者等

個人事業者等や注文者等の取り組みを広く定着させていくため、団体等には、個人事業者等および注文者等がこれらの取り組みを円滑に実施することができるよう、必要な支援を行うことが期待されます。

健康管理のために実施する事項

個人事業者等は、各種支援を活用しながら、以下の事項を実施してください。

- 健康管理に関する意識の向上
- 危険有害業務による健康障害リスクの理解
- 定期的な健康診断の受診による健康管理
- 長時間の就業による健康障害の防止
- メンタルヘルス不調の予防
- 腰痛の防止
- 情報機器作業における労働衛生管理
- 適切な作業環境の確保
- 注文者等が実施する健康障害防止措置への協力

注文者等は、以下の事項を実施してください。なお、個人事業者等が以下の事項の実施を要請したことを理由として、個人事業者に対する不利益な取り扱いをしてはいけません。

- 長時間の就業による健康障害の防止
 - ・ 注文条件等の配慮、注文条件等により長時間就業となり疲労が蓄積した個人事業者から求めがあった場合における医師の面談機会の提供
- メンタルヘルス不調の予防
- 安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供、受講・受診機会の提供等
- 健康診断の受診に要する費用の配慮
- 作業場所を特定する場合における適切な作業環境の確保

労働者死傷病報告の報告事項が改正され、 電子申請が義務化※されます

令和7年（2025年）1月1日施行

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

2025年1月1日より以下の手続について、
電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

電子申請の始め方

電子申請は次の3ステップで始めることができます！



義務化されるもの以外にも...

- 足場／局所排気装置等の設置・移転・変更届
(労働安全衛生法第88条に基づく届出)
 - 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告
 - 特定元方事業者の事業開始報告
- など多くの届出等が電子申請可能です

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きが完了
- 電子署名・電子証明書の添付は不要

ぜひ電子申請をご利用ください！



厚生労働省労働基準局
広報キャラクター たしかめたん

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働者死傷病報告の主な改正点

令和7年（2025年）1月1日以降に報告される労働者死傷病報告については、電子申請による報告が適用されます。

※12月以前に発生した労働災害についても、1月1日以降に報告される場合は適用となります。

一德大第11号（新加坡坡底）（香港）

[illegible]

【主な改正点】

旧様式では手入力（自由記入可）であった箇所をプルダウン選択又はコード入力とし、分類の斉一を図ることとしました。

記載方法の問い合わせが多かった災害発生状況について、原因等の把握につなげやすくするため、5段構成の記入方法へ変更しました。

① 事業の種類

日本標準産業分類に基づいた細分類コード（4桁）又は大分類から細分類までの業種を選択すると、細分類コードが入力内容に反映されます。

② 被災者の職種

日本標準職業分類に基づいた小分類コード（3桁）又は大分類から小分類までの職種を選択すると、小分類コードが入力内容に反映されます。

③ 傷病名及び傷病部位

傷病名及び傷病部位をプルダウン選択すると、対応するコードが入力内容に反映されます。

④ 災害発生状況

5 段階構成による記入方法となり、災害発生状況の記載を分かりやすくしました。

⑤ 国籍・地域及び在留資格

国籍・地域及び在留資格をプルダウン選択すると、対応するコードが入力内容に反映されます。

労働者死傷病報告の入力（事業の種類（日本標準産業分類の入力））

改正項目

この度の改正で、手入力（自由記入可）としていた**事業の種類**について、日本標準産業分類の細分類コードでの報告となりました。入力の注意事項参考にいただき、入力・選択をお願いいたします。

様式第22号（労働者死傷病）（表紙）

事業の種類（日本標準産業分類）

②事業の種類（日本標準産業分類）

入力項目の説明▼

事業の種類（日本標準産業分類の細分類コード）（必須）

（半角数字4桁）

日本標準産業分類の細分類コードから業種名を検索

※ 細分類コードが分からない場合は、以下の大分類の業種名から細分類の業種名まで、プルダウンにより選択した後、「日本標準産業分類の細分類の業種名からコードを検索」を押下してください。

事業の種類（日本標準産業分類の大分類の業種名）（必須）

事業の種類（日本標準産業分類の中分類の業種名）（必須）

事業の種類（日本標準産業分類の小分類の業種名）（必須）

事業の種類（日本標準産業分類の細分類の業種名）（必須）

日本標準産業分類の細分類の業種名からコードを検索

事業の種類が不明な場合は、入力支援サービスにも日本標準産業分類の分類項目表を掲載予定ですので、ご活用ください。

改正項目

- 株式会社 (数社連合体) (本部)

職 種 (日本標準職業分類)

--	--	--

11/11/2019

(半角数字3桁)

※ 小分類コードが分からない場合は、以下の大分類の職種名から小分類の職種名まで、プルダウンにより選択した後、「日本標準職業分類の小分類の職種名からコードを検索」を押下してください。

Downloaded from ascelibrary.org by University of California, San Diego on 06/01/15. Copyright ASCE, For All Rights Reserved, No part of this document may be reproduced without written permission from ASCE.

10/10/2019

職種が不明な場合は、入力支援サービスにも日本標準職業分類の分類項目表を掲載予定ですので、ご活用ください。

労働者死傷病報告の入力（傷病名、傷病部位）

この度の改正で、手入力（自由記入可）としていた**傷病名、傷病部位**について、コードでの報告となりました。コードは、選択された**傷病名、傷病部位**の項目から自動変換されます

様式第23号（労働者死傷病報告）（表紙）

傷 病 名	傷 病 部 位
□□	□□

傷病名大分類（必須）

負傷（負傷に伴わない事故含む）

負傷（負傷に伴わない事故含む）

業務上の負傷に起因する疾病

物理的因子による疾病（がん除く）

身体に過度の負担にかかる態様に起因する疾病

化学物質等による疾病（がん除く）

傷病部位大分類（必須）

頭部

頭部

頭部

胴体

上肢

下肢

複合部位

一時的な症状

選択後は、それぞれの項目に対応したコードが出力されます。項目とコードの対応表については、ポータルサイトをご確認ください。

傷病名分類項目（必須）

切断

骨折

切断

関節の障害（捻挫、亜脱臼及び転位含む）

打撲傷（皮膚の剥離、擦過傷、挫傷及び血腫を含む）

創傷（切創、裂創、創創及び挫創を含む）

傷病部位分類項目（必須）

鼻

頭蓋部

眼

耳

口

鼻

顔

顔面内の複合部位

改正項目

- 複式單列等(對印垂圓標)(主用)

大英事変発生後及び開国（次の項目に関して詳細に記入すること。）	
①どのような場所（被災時の作業場所）	
②どのような作業をしているときに（作業名の作業行動を記入）	
③どのような物（機械、化学物質等）または環境に（起因物及び原因物）	
④上記②又は③にどのような不安定な又は有害な状態があったか	
⑤どのような災害が発生したか（事故原因、機種の部位、疾病名等）	

災害発生状況及び原因 (必須) (500文字以内)

以下の内容を詳細に記入すること。

①どのような場所で、②どのような作業をしているときに、③どのような物又は環境に、④どのような不安安全又は有害な状態であって、⑤どのような災害が発生したが、

ナビで入力する

直接入力することも可能ですが、ナビによって場所、作業内容、環境等の災害原因究明に必要とする要素に基づいた入力が可能です。

① どのような場所で災害が発生しましたか？（被災時の作業場所）

② どのような作業をしているときに災害が発生しましたか？（作業者の作業行動を含む）

③ どのような物（機械、化学物質等）、又は環境（起因物及び加害物）によって災害が発生しましたか？

④ どのような不安全な、又は有害な状態があって災害が発生しましたか？

⑤ どのような災害が発生しましたか？（事故の型、傷病の部位、傷病名等）

戻る	終了
----	----

改正項目

- 株式会社（数社連合体）（本部）

■今回の変更に影響する箇所



被災者が外国人でない場合には、
チェックを付してください

被災者が外国人
の場合には、
「国籍、地域」
及び「在留資
格」を選択して
ください。